

「旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成24年 7月 9日（月） 19：00～21：30

場 所：栗東市コミュニティセンター葉山東 大ホール

出席者：（滋賀県）北村部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、
井口参事、伊藤主幹、松村副主幹、秦副主幹、
白井主任技師、川端主任技師、末次主任主事

※コンサル2名

（栗東市）武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事

（連絡会）赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東
ニューハイツの各自治会から計23名（北尾団
地：欠席）

（市会議員）田村議員、林議員

（出席者数 42名）

司会（滋賀県）：皆さん、こんばんは。それでは定刻になりましたので、ただ今からRD事案に関する周辺自治会の皆様との話し合いを始めさせていただきますと思います。

それでは話し合いの初めに当たりまして、琵琶湖環境部長の北村から御挨拶申し上げます。

部長（滋賀県）：皆さん、こんばんは。本日もお忙しい中、また、おくつろぎの時間帯の方もいらっしゃると思いますが、話し合いの場に御参加いただきまして本当にありがとうございます。

きょうはお手元に資料をお配りしておりますが、これまで皆さんのほうから提起いただきました御意見、御質問等に関する県の考え方、先週より少しちょっと拡充したものでございます。ある程度ちょっと項目をまとめたものでございます。

それから、「二次対策を実施するに当たってのリスクと対応」ということで、こういうことがリスクとして考えられますが、それに対してこういう対応を県として考えておりますというような資料をまとめて、本日、御説明をさせていただきたいと思っております。二次対策工の考え方につきまして、また住民の皆さんの御理解が深まって、一歩でも、少しずつ前に進んでいければなど思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会：初めにお断りをさせていただきます。本日は、県、栗東市と、RD問題にかかわる周辺自治会の皆様とのお話し合いでございます。傍聴の皆様方からの御発言は受けないこととして進めさせていただきますので、御理解をお願いいたします。

また、本日の話し合いですが、会場の使用時間の関係で21時30分までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

前回、7月2日、月曜日の話し合いのときに皆様から出ました御意見や御質問等に対する回答をし、その中で再度、質問等をお受けするという形で進めていきたいと思っております。

本日、資料を用意しております。御確認ください。

A4、1枚の次第ですね、それとA3の横で表裏になってます「周辺住民の皆さんなどから提起された意見・質問等に対する県の考え方」、これはA3横、表裏ございます、これが1枚。それとA3の縦型なんですけども、「二次対策を実施するにあたってのリスクと対応」、これは表面だけです、これが1枚。本日お配りした資料は、以上3部です。

また、5月21日の話し合いで配付した資料、及び6月17日の有害物調査検討委員会でお配りした資料も使います。御確認をお願いします。こちらのほうは数に限りがございますので、持っておられない方は申し訳ないんですけども、お隣で持っておられる方とのお見せ合い等をお願いいたします。

特に、資料の過不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第に従って話し合いを進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

主幹（滋賀県）：それでは、前回の話し合いで説明させていただきました「周辺住民の皆さんなどから提起された意見・質問に対しての県の考え方」について、まず最初に説明させていただきます。そして引き続き、「二次対策を実施するにあたってのリスクと対応」について、とりあえず説明のほうを一通りさせていただきます。

使います資料はA3の両面コピーの資料です。前回はちょっとA3の片面にぎゅっと押し込んでおりましたけれども、ちょっと文字を大きくしたのと、前回の話し合いで出てきた意見につきまして追記させていただきましたので両面となっております。新しく追記した部分ですけれども、裏面（2/2）のほうの⑩から⑭までの4項目を追加させていただきました。

それでは、順番に説明させていただきたいと思っております。

まず一つ目、⑩です。鉛についても掘削除去すべきではないかという御意見でした。

鉛につきましては、土壤環境基準以下であるために掘削除去はしません。

鉛につきましては、これまでの調査で土壤汚染対策法の指定基準を超えているところがあります。この基準は有害物が含有した土壤が飛散することによって、口や鼻から体に入ることなどを想定した基準でありますので、二次対策の覆土等によって、この飛散のおそれがなくなれば健康被害は生じないというふうに考えております。

一次調査及び二次調査で実施しました底質調査法による全含有量試験ですけれども、土壤汚染対策法の含有量基準、今話しました有害物を含有した土壤

が飛散して、口や鼻から体に入ることなどを想定したものとは、有害物質の摂取経路の想定が異なりますので直接比較はしません。

二つ目、⑯番です。平成3年と平成10年の深掘り穴の対策はしないのか。また、帯水層に接している部分、深掘り穴がほかにもあるのではないのかという御質問に対しまして、二次対策箇所以外には、平成3年深掘り穴、これはC-1、処分場のいつも見ている平面図の上のほう、ちょっと北尾団地のほうになるんですけども、そこが平成3年の場所ですね。平成10年は深掘り穴の部分になりますけども、ここに2カ所ありますけども、平成3年の深掘り穴といわれている部分につきましては、既存の粘土層が十分に存在しているということと、平成10年の深掘り箇所につきましては、是正工事による底面遮水層の修復が行われているということで、遮水機能があると判断しております。ほかの場所につきましては、これまでボーリング調査などをやってきましたけども、帯水層に接している深掘り穴はないというふうに考えております。

底面遮水の状況については、今後しっかりとモニタリングしていくというふうに考えております。

三つ目、メタンガスを除去するのかわからないのかということですが、二次対策におきまして底面遮水とか側面遮水、あとは覆土なりを行って浸透水を減らしていきます。さらに浸透水をポンプで揚水することによって、廃棄物の中の浸透水の水位を下げていきます。こういうふうに浸透水を下げることによって、地表面から空気が入るような好気状態にすることによって、メタンとか、あと硫化水素を生成するバクテリアが生息しにくい環境をつくっていくというふうに考えておりますので、その浸透水を下げることによってガスの発生を防ぐというふうに考えます。

四つ目です。⑰番ですけども、効果確認のモニタリングを年4回以上実施してほしいという意見が出ましたけれども、モニタリングにつきましては年4回、季節ごとに実施していくというふうに考えております。

前回の説明に対して4項目追加しました。これをちょっと御説明させていただきました。

次です。二次対策のリスクと対応について説明させていただきます。

参事（滋賀県）：それでは、もう1枚のA3の縦長のやつで説明させていただきます。

二次対策をやるに当たりましては工事、あるいはその後の管理とかも含めてですが、この「リスクと対応（案）」と書いてあります、これをセットでやるということで、それで安全性を確保していこうということでございますが、リスクの方を示してほしいということでしたので、ちょっとリスクと対応（案）ということで分けさせていただきました。

対応のほうを（案）とつけておりますのは、まだ対策工の中身についてこれからちょっと詰めていって、工法的に決まってないところもございまして、

(案) とつけさせていただいております。

リスクのほうで一番左端に区分と書いておりますが、「k s 2層の汚染が改善されない」「k s 3層の汚染が改善されない」「浸透水の水位が下がらない」「水処理能力が不足する」「工事中の周辺環境が悪化する」「その他」というふうに分けさせていただきました。相互に関連しておりますので、なかなかスカッとした分け方になっておりませんが、この区分に従いまして説明をさせていただきます。

まず、一つ目のk s 2層の汚染の改善がない場合の原因として考えられますのが、底面遮水が不十分であると。想定されます要因としましては、k s 2層への流出箇所がほかにもあるのではないかと。

この場合の対応としましては、まず、そういう流出するような箇所があるかないかについては、モニタリングをちゃんとやると。もしどうもあいてるようだと思われるような場合には、学識者の助言も踏まえて調査や検討等を行った上で、適切に対策を講じていきたいというふうに考えております。

次に、施工不良によるひび割れ等ということで、有機分があって、セメント系の材料を使おうとしますと十分に固まらない。あるいはドライ施工と書いておりますが、水がない状態にせずにセメントなんかを混ぜたりしますとちゃんと固まらない。あと直土圧と書いておりますのは、委員会で大嶺委員がおっしゃってましたけども、一気に土を入れることで、そこに土の重さ、土圧が一気にかかってしまうというようなことで、ひび割れるおそれがあると。不等沈下って書いてありますけども、これはもともとの粘土の地盤と今回遮水するところとで沈下の仕方が変わってしまう、あるいは遮水したところで沈下の仕方が大きく変わったりして、それでひび割れるというようなリスクが想定される。

これらへの対応としましては、まず、事前に遮水材、水をとめる材料はどういうもんがいいとか、どういうふうに混ぜたらいいかというような試験等を行って、遮水性の品質を確認すると。きちんと施工管理をして、そういう沈下等が起こらない、あるいはものがきっちり混じってないとか、必要な強度なり柔軟性なりが確保できないというようなことがないような管理を行う。

二つ目のポツとしまして、不等沈下等に対しても、ある程度追従できるような柔軟性を持たせると。もともと土に混ぜるようなものですので、ガチガチのコンクリートとかとは違って、ある程度の追従性は持たせられるというふうに考えておりますので、そのへん、どの程度がいいのかというようなのを、今後ですけども検討した上で、どのような配合にするかというようなあたりを決めていきたいというふうに考えております。

次に、k s 3層でございますが、これは原因としましては、側面の遮水が不十分であるというのと、北尾側につきましては、鉛直遮水が不十分である場合という二つが考えられるかなと。

上の改良土による遮水をする部分については、先ほども申しました施工不良ですとか、不等沈下によるひび割れがあるということが考えられると。

これらに対する対応としましては、先ほども申しましたような遮水材等の試験等をやると、施工管理をきちんとやると。不等沈下等に対して、追従できるような材料の検討等を行うということで考えております。

鉛直遮水壁がきちんとできないということに対しましては、施工不良があると。これも側面遮水とか、底面遮水のほかのところと似たようなことになるわけですので、当然、対応のほうも似たような形になりまして、どのような遮水壁の材料を使えばいいかというのを、試験をきちんとやって品質を確認する、施工管理をちゃんと行う。ある程度の追従できるような材料にするというようなことを含めて、検討を行うということで対応したいと考えております。

次の区分のところでございますが、浸透水位が下がらない。できるだけ下げてやって、上に空気が行く状態にして、硫化水素やメタンが発生しにくくしようということですが、それがうまくいかない原因として考えられますのが、大量に地下水が入ってくる、あるいは表面水が大量に浸透する、あるいは水がうまく集まらない。これは集まらないのは、水位が下がらないというか、下がりにくいというぐらいになるかと思えますけども、この三つが考えられると。

まず、この大量の地下水の流入についての想定される要因としましては、工業技術総合センター側、ここは今のところ遮水を想定しておりませんが、ここから大量の地下水が流入するという。あるいは遮水をしたところから、大量に入ってくるというようなことが考えられると。

工業技術センター側は今のところ、それほど入ってこないということで考えておりますけども、もし今後の調査等で水が想定よりも大分入ってくるということであれば、遮水をするということも含めて検討するというふうに考えております。

あと遮水した箇所から地下水が入ってくるというような場合は、その上のks2・ks3層のところの遮水の不具合というのと同じこととございますので、そういうことにならないように、しっかりと施工管理等を行う、あるいは材料の選定をしっかりとすること、対応したいと考えております。

次に、表面水、雨がたくさんしみ込むということが考えられますけど、その要因としましては覆土からの浸透が想定以上、これは不陸ということで、真ん中がへこんだりして大きい水たまりができたりして、そこからしみ込んでしまったりとか、あるいは周りに設けた排水路、側溝なんかは部分的に沈下したりして、すぐに水が行かずに途中でとまって、これも大きい水たまりができていたりするということも考えられますので、そういうことにならないように、きちんと覆土は勾配をとって速やかに排水されることと、周辺の排水路についてもきちんと勾配をとって、もし下がってきて流れにくくなる兆候があれば修繕等を行って、速やかに排水されるようにするというようなことで対応したいと考えております。

あと想定外の豪雨による浸透水量の増加ということでございますが、これに対しましては、通常の大雨、通常がどんだけやという話がございますけども、10年とか30年とかいうようなのに対しましては、貯留層に貯留すると。今の想定では、水処理施設の能力が1日300トンぐらいで、これに対しまして3,000トンぐらいの貯留層を考えております。これは1日平均しましたら、100トンが入ってこないというふうに想定しておりますので、30日以上はためられるかなということで、それぐらいは十分もつと。

もし、それ以上とんでもない雨が降った場合は、貯留層よりは水位は上がりますので流れますけども、旧処分場の中は遮水されておりますので、その中でためるということになります。そうしますと浸透水の水位が上がるわけですが、外には出ないと。雨もずっと降り続けるわけではないかと思っておりますので、水処理を継続することによって、徐々に浸透水を低下させていけるかなというふうに考えております。

次の集水不足でございますが、これはミズミチなんかができまして、部分的に水位が下がりにくいような箇所ができるというようなことが考えられます。

これに対しましては場内に井戸を設置しておりますので、これの水位なんかで状況を把握して、必要に応じて浸透水の揚水井戸の設置。下がりにくいところがあって、ここに井戸を設置すれば効果的に浸透水の水位が下げられるだろうということであれば、井戸を設置するというようなことを検討したいというふうに考えております。

次に、水処理能力不足のところでございますが、まず、水質の悪化というのが考えられると。要因としましては、浸透水の水質が変化してSS処理、水に含まれてる溶けてない泥水の泥みみたいなものになりますけども、その処理だけでは対応できなくなる。

今考えております水処理施設は、そういう水にある浮遊物質をこし取ってやれば、下水道へ入れられる水質になるということで考えておりますけども、それができなくなるというようなことがもしあれば、水質が悪化するということになります。

これの対応としましては、まず、しっかりとモニタリングをしまして、動きをできるだけ早く把握をしまして、しっかりと下水道へ入れられるような水になるような対応をする。もし水処理施設をちょっと改造する必要があるれば改造する。というようなことで対応したいというふうに考えております。

あと水量の増加でございますが、これは水処理施設の能力以上の浸透水が流入するということがあればそうなる。これについては、水処理施設の増設等を検討するとしております。

これは工事中が一番、水が出たりとかいうことが考えられるので、ちょっとこの下のところの工事中のところに書くべきやったかわかりませんが、通常、でき上がってからですと、こういうことは起こりにくいかなとは思いますが、もし起こったら、その上にあります穴があいたところをふさぎにいくとかいうような話になるかわかりませんが、増えれば増設とか、あるいは入ってき

ているところがあって、そこをふさぐのが最も合理的であれば、ふさぐというようなことを検討すると。まずは、そうならないようにしっかり施工管理をやるというのが第一でございますが、そういうような形で対応したいと考えております。

あとポンプ等、機械ものですので故障するということで、故障すれば能力が下がるということが考えられます。これは予備機等を設置すると。ポンプ等で、重要な部分につきましては2台設置しておいて、1台が故障したり、あるいは点検等で動かせないようなときには、もう1台使えるようにして、処理能力が不足するというようなことにならないようにしたいと考えております。

次に、工事中の周辺環境の悪化関係でございますが、粉じんの飛散と、その次、悪臭の拡散ということで、これは想定していた以外の箇所から粉じんや悪臭が出る。あるいは想定以上の粉じんでしたら量、悪臭でしたら想定以上の強さ、あるいは違うにおいがするというようなことが考えられます。

これは対応としまして、まずは分別作業をするところについては大型テントを設置しまして、中の圧力を下げてやって、外においなり粉じんなりが出ないようにして作業を行うと。あと、また周囲の粉じんとか悪臭の状況をモニタリングを行いまして、想定以上の粉じんや悪臭が出た場合は、直ちに適切な対策ということで、具体的にはシートを被せるですとか、水を撒くとか、消臭剤を散布するというようなことになるかと思いますが、このような対策を講じたいということで考えております。

次に、汚染水の流出で、これは上の場外流出と書いておりますのは表面的に出ていく、その下にありますのは地下水帯水層への流出ということで、下から出ていくということで書かせていただきました。

まず、汚染水の場外流出でございますが、これは想定外の豪雨ですとか大量の地下水流入で、水処理施設の能力を超えて汚染水が発生したような場合でございますけども、この場合は対応としましては、貯留層が設置されていれば、先ほど申しました全体として旧処分場の中は遮水されて、漏れない状態になっておりますので、その中で対応できると。まだ、そこまでいってない状態、本設の貯留層が設置されていない場合でございますけども、そのような場合は仮設の貯留層の設置ですとかシートを被せてやって、雨水の浸透を抑えるというようなことで対応したいと考えております。

あと、その次の地下水の帯水層への汚染水の流出でございますけども、これは底面の遮水の工事をやっているときなんか、穴があいた状態になっているところから浸透水が下へ漏れ出るというような場合が想定されますけども、これを防止するための対応としましては、浸透水を揚水してやって、水位を低下させてやって、浸透水の水圧を下げると。ここは下の帯水層の水圧が被圧されてるといまして、ちょっとそこに層があるとこよりも高い圧力がかかっておりますので、上の浸透水の水圧を下げると、きれいな水が中へ入るような状態になって、汚い水が外へ出にくい状態が作り出せますので、

そういう状態にしたいと。

浸透水量が想定よりも多くなった場合は、その上に書いておりますような対応、仮設の貯留層、あるいは場合によってはポンプを増設するということがあるかと思えますけども、そういうような対応。あるいはシートをかぶせてやって、雨水等が入りにくくするというような対応をしたいというふうに考えております。こういうような対応によって、リスクは抑えられるかなというふうに考えております。

あと一番下のその他のところでございますが、ここに書きました以外の何か不具合が生じたような場合でございますけども、この場合は住民の皆さんと県、あるいは栗東市さん、あと学識者、この前のもう1枚の資料の15番目のところで、これらのものでの組織の設置を考えているということでございます。そのような組織、あるいはこのような話し合いの場も想定されますけども、そういうところで対応を協議した上で、適切な対応を考えて、実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

以上、ちょっと2枚の資料を続けて説明させていただきましたけども、あわせて御意見や御質問がありましたら、よろしく願いいたします。

住民：「周辺住民の皆さんなどから提起された意見・質問等に対する県の考え方」というようなところで、1枚目の⑩「嫌気性になると悪いようなものを除去してほしい」ということの中で、有機物を含む廃棄物土部分においては、浸透水の水位の低下により好気状態となると、ガスの発生が抑えられる。要するに水位を下げたり浸透水をポンプでくみ上げて、ピットでくみ上げると水位が下がって、浸透水が下がって、好気性になるということですね。

それと同じように2枚目の裏の⑬番「メタンガスを除去するのかわからないのか」というようなことの中で、ここも同じように浸透水の水位を下げることによって、地表面から空気が入るような好気性状態にすることにより、メタン、硫化水素を生成する細菌が生息しにくい状態をつくり、ガスの発生を防ぎますということなんですが、ピットをくみ上げると、処分場の中央から上流、今回さわらない部分ですね、さわらない部分をそこに集まるような構造になるから、それでいいと思えますけど、さわらない部分、中央部、その水がピットをくみ上げることによって、浸透水がそこへ自然に流れてくるかということなんですけどね。

以前、あそこ私、立ち会いました、壺掘り調査をやりました。深さ5メートル強ですね、5メートル以上あったと思います。そこをぼんぼんぼんぼん、今の沈砂池を中心に上流側でやったんですけど、水がたまっているところもあるし、空っぽのところもある。そういう全体に水がたまっている、どの壺掘りをしたところにも水がたまっていたという状況じゃない、空もある。最終的には、一番下流のA・B・Cのくみ上げ井戸のBのところまでポンプアップするんですね。上流側のたまった水が、そんなに離れてないですよ、沈砂池の

範囲の井戸、その水がずっとそこに引いてくるかと、それはなかったですね。空井戸のところは水がずっと移動するかって、移動しない。この県のあれを見ると、ピット槽を設けると、そこへみんな集まるような感じを受けるんですけど、そのときは、そういう状況ではなかったです。そやから、この表現はおかしいと思います、現実には。

それは写真も撮ってますから、資料も県は持っていると思います。もう1回それちょっと見てもらって、今のくみ上げ井戸のBのところ、ぼんぼんぼんぼんくみ上げて水位をどっと下げても、上流のそういう穴の中は移動しなかった。空井戸はそのまま空っぽ、水は移動しなかった。そういう状態で、今回そういうのはちょっとおかしいというのが一つ。

同じ⑰、⑱の中で、浸透水を下げることによって好気性状態にするということなんですけども、それもちょうと考えられない。今の処分場は30センチ、50センチ掘ると下は真っ黒なんです、どこを掘っても真っ黒、嫌気性状態になってる。全然何もしないのに、何でその好機性状態になるのか。浸透水を下げるだけでなるとなってますけども、空気が入って行ってなると、それもちょうと考えられない。

以前、県の考え方は、ガスに関してはガスを吸引して、浄化して処理しますとか、通気管を立てて空気を送り、送風しまして入れかえますとか、そういう具体的なものはあったんです、以前は。今回は何もしないで、何で好気性になるのか、それがちょっとわからないですね。そのへんをもっと具体的に、「バクテリアが生息しにくい状態をつくる」って書いてますけど、具体的にどう対策して、そういう状況をつくるのか、そのへんをちょっと教えていただきたい、その2点、疑問に思います。

参事：1点目の浸透水の水位が下がらないんじゃないかということですが、これは先ほど私が説明させていただいた中の集水不足というやつに分類されるのかなと思いますけども、基本的には外から水が入らない状態にしてくみ揚げてやれば、入ってくる以上にくみ揚げてやれば、全体として浸透水の水位は下がるかと思えます。

確かに全体が均一に下がるかどうかというのは、これから井戸の水位を観測する等して見ていかないとわからないところもございしますが、確かに時間はかかるかもわかりませんが、ずっと揚げて行ってやれば下がってくるというふうには考えております。

それで、もし相当時間がたっても一向に下がらないとか、局部的に下がらないとかいうようなことであれば、そこに新たに井戸を設置するとかいうようなことも含めて、全体として、できるだけ下げるような形にしていきたいというふうに考えております。

住民：今に関連してですけども、高アルカリのときだって10メートル離れたら、片方では水がどっと出てくると。ところが同じ深さを掘ってるのに何も

出ないと、底まで空っぽやと、そんなん何カ所もあったですよ。それだけ違うんですよ、わずかあれだけの場所で。今回も今おっしゃっている北尾側のあのときの壺掘りでもそうですよ、全然状況が違うわけです。だから今おっしゃってることはあまり返答になってない、回答になってない。

底面をフラットにして勾配をつけて流れるようにすれば、そら行きますよ。だから管理型処分場のような構造にすれば、それは僕らだって納得すると思うんですよ。今のこの現状のままでは無理ですよ。

室長（滋賀県）：5月21日の話し合いの資料の1－3ページを見ていただきますと、今までのボーリングで底面の状況が非常に詳しくわかるようになっていまして、これを見ていただきますと非常にすごく傾斜がついてまして、図の右から左のほうへずっと下がっていったということでございます。

確かにすぐに、ザーっと流れるようにたまってくるということはないかもわかりませんが、今の西市道側は掘って流れやすくこっちはできますし、北尾側についても、これを見ていただきますと、谷筋がずっと経堂池側の丸い120メートル底のところへ集まってきているという状況がございます。

この地形を生かしたことで、今掘ってすぐザーっと流れるかということ、確かに流れなかった状況があるかもわかりませんが、それは時間をかけてくみ揚げることにより、あるいは西市道側は流れやすく管を入れてということも加えながら、地形的に沈砂池の貯留層のほうへ導いていきたいということを考えています。

確かに、もうつくったらさっと流れていくかということには、なかなかならんかもわかりませんが、今の浸透水の水位とかも見てましても、そういうような形でずっと高い低いはありますけども沈砂池のほう、あるいは西市道側のほうへ傾斜して水位があるということから、時間をかけて、そうすぐにザーっと流れるというふうには、なかなかならんかもわかりませんが、先ほど井口が言いましたようにミズミチができて、水位が下がりにくいところもあるかもわかりませんが、それはもう経過を見ながら対応していきたいというふうに考えてます。

住民：あのね、そもそもこの図面自体がね、どういう信頼性があるんですか。これ書かれた方は、自信を持っておられるんですか。私、こういう柱状図というか、下の粘土層とかが出てきた、こういうので判断されているわけでしょう、これは。このボーリング結果をもとにして判断されているわけでしょう、こうであろうと想定されているわけです。これ信頼性が本当にあるのか。

この図を見せてもらっても、字も細こうて何が書いてあるかさっぱりわからん、これで見たってわからないでしょう、これで見たって皆読めない状態ですよ。これで砂っていうのが、よう出てくるんですよ。この砂というのは、本当にこちらと同じ層の砂なのかどうか、それかてはっきりわからないでしょう、これ見てたって。書かれた方は、本当にこれ自信があって書いておら

れるんですか。これはどこが書かれたんですか、だれが書かれたんです。これほんまに自信ありますか。

室長：これは粘土層まで今ボーリングで、廃棄物層を通り越して粘土層まで立てて確認をしておりますので、その底の状況を示したということなので、今のコアの中のどこがどうやということではなくて、最後の掘りどめの粘土層を確認しながら底面を調査していったというものです。

住民：ところがその粘土層ですけどね、全く同じような書き方してないですね。砂と粘土層の混ざりやとか、粘土の固結物とか、それとかシルトと粘土の混ざり、それから土砂と粘土の混ざり、こんなんでも本当にその層やとはっきり言えるんです、これ。僕はこれ何ぼ見ても、こういうように書けないなんです。

室長：そこのコアの中の途中じゃなくて、一番最後の掘ったのをとめたところ、粘土を確認してとめているところ。

住民：それですよ、それを見てるんですよ、一番下しか見てないですよ。そうじゃないと廃棄物が混ざっているんでこんなもん何の参考にもならないです。一番底ですよ。底を見ててもぼらばらなんですよ。それがよくこんなにきれいに絵が描けるなって、よっぼどの自信があるのかなって思って。レントゲンでもない限り、こんなもん描けんやろうと。本当にこれが信頼できるんかなという、僕は疑問です、ものすごう。これ見てて疑問なんですよ、何ぼ見てもわからないんですよ。見たらわかるかな思うたんやけど、わかりません。

コンサル：調査を担当しました●●でございます。今の御質問ですけれども、廃棄物を底面ですらえたボーリングコアですね、とらえた地層に疑義があるというお話でございましたけれども、今回調査したすべての地点で、それが地山であるということをすべて確認しております。

この地山であるかないかということはどうやって判断するんだということでございますけれども、いったん地山、いわゆる1回も乱されてない地層ですね、これと1回掘削してそれを埋めたもの、いわゆる埋土あるいは盛土ですね、こういうものの決定的な違いはですね、こちらは古琵琶湖層群という地層になりますけれども、例えば粘土層、あるいは砂層、いずれであってもある程度、完全には固結はしてない、まだ比較的若い地層なんで、固結はしてないんですけども、恐らくこちらの地元の方だとよく御存じだと思うんですけども、きれいな地層が出てるところで、すぐにそこの地層をさわると、ある程度固い、よく締まった地面になっていると思います。

それと、きれいな地層ですね、あれは水の底でたまったので、水の底でたま

ったように縞々ですね。よく地質学用語では層理面とか葉理と言いますけれども、そういう水のところでたまった縞々模様ができます。あるいは粘土層でありますと、非常に細かくて固くなります。それが、いったん掘削したものをまた埋めたりしますと、いくら締め固めてもきれいには絶対なりません。それと、きれいな層が全部破壊されますので、混然一体となった地層になります。そういう観点から、すべて地質技術者がそれを観察いたしまして、確実にこれは地山であるということを確認しておりますので、これにつきましては自信を持っております。

それと、もう一つ重要なのはその地山を確認した深度なんですけど、これは先にお配りした資料の中で断面図を書いておりますけれども、その断面図でも非常に正確に、恐らくこの深度ではk s 3層が出てくるであろう、あるいはk c 3層か、いわゆる粘土層が出てくるだろう。ここの粘土層、砂層はすべて名前がついております。ちょうど地質学的に、ここで大体この深度であるであろうというところに、かなり正確にその地層が出てきておりますので、この深度でこれが出てくるはずのない地層、というのは出てきていない、要するに矛盾がないということですね。矛盾がないということから考えても、ここの地層、我々の解釈は間違っていないと。

それと、あと委員会の方に先生方がおっしゃったんですが、ここの採土につきましては非常に高い密度で、多分、ほぼ類のないぐらい高い密度でボーリング調査を、結果としてですね。それは目的は汚染を調べる目的だったんですが、その結果として廃棄物の底面、いわゆる地山の上面をとらえております。ですので、その精度からしましてもほぼといたしますか、もう非常に高い精度で出てるということがわかると思います。

以上でございます。

住民：あのね、地山とかいうのはわかるんですよ、**とも言いますがね、そらさわったか、さわってないかいうのはわかります。でも、粘土層でもいろいろな粘土があって、青い粘土はここらではズニンとも言いまして、琵琶湖の粘土ですけど、そして茶色い粘土もある。僕らRDのを見たときには茶色い粘土でしたけども、明らかにこの写真を見てても色が違う。同じ粘土層というたって、この粘土層とこの粘土層が本当なんか、一緒なんかと、全然色が違うでしょう、これね、片方は茶色いけど片方は青っぽいですよ。

コンサル：よろしいでしょうか。粘土層の色の違いは、あれは単に酸化されているか酸化されていないかでございます、

住民：違いますよ。ズニンは違いますよ、ズニンという青い土は違いますよ。乾いても青いですよ、青っぽいですよ。白っぽうはなるけど、青っぽいですよ。

コンサル：そのズニンといわれている粘土、ですからここの粘土層はもともとは、

一番新鮮なときは青っぽい色をしております。それは非常に還元性の、

住民：それも違いますね、高アルカリのときは違いましたよ。出たときから茶色でしたよ。

コンサル：それは掘ったときとか、あるいは地下水の浸透によってだんだん経年、だから地下でも酸化されるんですね。地下でも酸素を多く含んだ地下水が流れますと、よく褐鉄鉱、英語ではリモナイトと言うんですけども、よく茶色の沈殿がいっぱい縞々模様で沈殿してると思うんです。あれは地下で地下水が通ってるところで、酸素をたくさん含んだ鉄の酸化物が流れてるところで、それが沈殿したものが縞々模様になってるわけですし、あれがどんどんどんどん進行して、もともと青いものが長い地質年代、何百年、何万年という時間を通じて茶色くなっていく、そういう現象のその過程にあるものでございまして、もともとは、ですから青かったというふうを考えられます。

住民：それは違いますよ。僕らはね、昔からよく粘土層の**葉っぱやら取ってね、調べてたんですよ。そのときに粘土層をよう調べてたんですよ、僕ら小学生のときから、そんなん遊んでるんですよ。そんなもんね層は明らかに違いますよ、そんなもん、ズニンとその茶色い粘土層なんて、全然全く違いますよ、そんなもん。それがそんなになったと、酸化していったと、**にもならない。だから問題はね、これがほんまに正しいのかということなんですよ。要は、本当に穴あいてへんのかということなんですよ。

住民：ちょっと言わせてくれる。いろいろ想定されるんだけど、多分こうであろうというのは、こうであろうというのをいろいろ県の方も言うておられますけど、実際にやってみて水位あるじゃんかというのは結果なんだよね。だから皆さん、●●さんにしても●●さんも今言うてはりますけど、やってみてそうだったら、想定外だったで済ましてもろたら困るんだよね。だから結果は結果なんですよ、やってみて。そのときどうするかということを、ここで何ぼどちらも言うていただいても終わりが無いと思います。ですから実際やってみて、そうだったらどうするかということを何か考えてもろたらどうですか。

室長：リスクのところで書かせてもらいましたように、浸透水位が下がらない、ミズミチができて部分的に水位が下がりにくい箇所ができるということも想定はしております。そういうときには全体の浸透水の水位の確認をずっとしていきますが、下がらないところについては、またそこをくみ揚げるなどの措置をしたいと、こういうふう考えております。

住民：よろしいですか。そのリスクの話になったので、対応のところの2段目、

3 段目、4 段目のところは、これは結果ではなくて事前にこうしますと言っただけで、結果が出たときの話じゃないですよ。だからここをちょっと書き直してもらわないと、納得できないんですけども。

室長：ここが一番上のところが、ほかにもあるというところで、書いてるところが施工不良なり、ひび割れなりというところにも該当してくるかなと、こう思うんですけど。

住民：いや、そうじゃなくて、事前に遮水材の試験等を行う云々のところがありますね。それから、その下の事前に遮水材の試験等を行いもありますね、その次も、事前に遮水材の試験等を行って、これは全部事前にでしょう。この3段は、結局、事前に回避できるという判断なんだけど、これは後に例えばk s 3層の汚染の改善がなかったりした場合にどうするかに対応だから、対応案としては、これは書いてあることは不適當ではないですかということなんです。

室長：確かに、ちょっと全部書き切れてございませんけども、一番上のところで、流出箇所、施工不良であれば、そこからまた漏れてくるというようなことも考え、それぞれ側面も底面も、

住民：だから聞きたいのは施工不良の場合、施工をやり直すんですかということなんです。

室長：だから、問題となる流出箇所、ちょっとその三つについても一番上のモニタリングを行って、施工不良がどこにあるのかというようなことも含めてモニタリングを行って、問題となる箇所の存在が疑われる場合にはということ、適切な対応をすると考えているところでございます。

住民：適切な対応じゃさ、当たり前の話、適切な対応ってそんなん、もっと具体的にちゃんと書いてくれと言ってるわけですよ。施工不良があったらやり直すと書いてくれないと、僕らは安心できない。

それからもう一つ、最初のほうで言うと底面遮水が不十分、つまりk s 2層が汚染されてなかったときに、k s 層のほかの流出箇所があるのか、施工不良なのか、この二つはどうやって判断しますか。これは容易に判断できることですか。

参事：確かに、容易には判断できない場合があるかと思います。

住民：私たちは一度だまされているんですよ。深掘穴のときに地下水汚染は深掘穴だ。あれが原因だから、あれをやり直せば地下水汚染はとまるんだという

ふうに県は言って改善命令をかけたんですよね。ところが、あそこの工事をやったって、全然、地下水汚染がとまらないじゃないですか。また同じように今回の工事が施工不良でしたって言って、お茶を濁されるんじゃないかという危惧を持たざるを得ないんですね。そこをどう判断しますか。

参事：ちょっと今の段階で、こうしますというところまで言い切れないところがございます、どっちにしてもモニタリングする段階では、もっといろいろ状況がわかっているかと思しますので、データも水位の状況とか、水質の状況がわかっているかと思しますので、そのへんを含めて学識者の方も入れて、どうするかということで対応していきたいと。

具体的にどうするかというのは、なかなか今の段階ではあれですけども、例えば部分的にここやというのがわかれば、そこを地盤改良するとかいうようなことも考えられるかなと思いますけども。

住民：いずれにしる対応の上から2段目、3段目、4段目のところは、書きかえていただけませんか。

管理監（滋賀県）：今おっしゃられましたことについては、基本的には周辺の地下水のモニタリングが何カ所かありますので、その場所でもってのモニタリングで、一定どの場所が怪しいかというのはわかるかと思えます。そういう意味で、その場所で特定がしにくい、その周辺地下水の間に、もう一つ井戸を掘るなりして、その原因となっている場所を特定していくというようなやり方もあるかと思えますが、いずれにいたしましても、そのようなやり方でもって、できるだけ場所を特定して、その場所を発見して、それについての対応、今おっしゃられたような形の施工不良が大きい場合は、当然やり直すというような形も含めて、対応をとらせていただくという形になりますので、その旨を三つ目のチョボという形で、事後という部分を書かせていただきます。

住民：その場合、ここにも書いている「検討する」というのは、これは行政用語なのかもしれないけど、我々にとっては当たり前の話で、検討するというのは、やる、対応するのことははっきりしてもらいたいんですね。検討するじゃ答えになってないです。その場合はどうするのか、ちゃんと検討するという言葉を抜きにして文書を書いていただけますか。これは一つの約束になると思うんだよね。だからそこも踏まえて、しっかりした対応の方針を示していただきたいと思えます。

管理監：わかりました。そういうような形で、今の検討というのもしなければいけないと思うんですが、検討し実施するというような形で。

住民：そやけど施工不良があったからいうたら、また全部掘らなあかんでしょう。そんなええかげんなことを最初からしてもろたら困る。

住民：そらそうですよ。商品つくって納品して、不具合があったら全部やり直しますよ。そんなの決まったことですよ。

住民：最初から管理型処分場にしたらどうですか、きちっと。そしたら僕らも安心できるし。

管理監：ですから、いわゆるこれだけの広さのところですので、その分、周辺部分においてもモニタリング井戸をいくつも掘っておりますので、その部分によって一定の特定ができると。いわゆる上流のほうの井戸で出てなくて下流で出ていけば、その間から漏れてるというような形もわかりますので、そういう点をモニタリングをしっかりとしながら、原因箇所について必要な対策をとるといふ形になろうかと思えます。

住民：ということは、全部掘削してまたやりかえるということやね、そういう場合は。

管理監：ですからモニタリング井戸でもって、一定の絞り込みができるということがありますので、それを踏まえてやりますということです。

住民：いやいや、その施工不良がわかった場合に、また掘削して、そこを遮水せんなんわな。そんな無駄なことを想定してどうするのよ。

住民：いや、無駄なことだとしても想定させなきゃいかんのや。想定させないと。

住民：いやいや、そういう工事はあかんということを言うてるわけや。

住民：あかんのですけど、

住民：言うてもしやあないから、

住民：施工してみて、不具合があったというのはあり得るからね、これは。

管理監：だからあくまでもリスクとしては、100%の確率でもってというのではないので、こういう可能性もありますよという形で、このリスクの部分については整理をさせていただいたということです。

住民：いや、こういう場合は限りなく、100%に近くないと困るのよ。

室長：これはこういうふうにならんように、こういう危険性があるんで、例えば不等沈下によるひび割れがいかんように転圧をしっかりやると、もう下がらんようにやるんやということを踏まえて、こういう想定される要因があるんで、こうやってしっかりやると。けども絶対にもう大丈夫ですわって今の段階で言うもんじゃなくて、やっぱりこういう危険性があるんでということ踏まえて、工事施工をきちっとやっていく。

それと、後についてはもう知らんという話でなくて、モニタリングをしっかりやって、もしもどこかで流出があるんじゃないかということが疑われたら、そのときに、これをどうするかということは、もうそのときちょっと検討して、しっかり対応しなけりゃいかんということでございますので、今こう書いてあるのもう絶対これ割れますんやという話を今言うてるわけじゃないので、こういうことがあるんで、そういうことがないようないししっかりした施工をしていくということ。

住民：しっかりしてもらわんとね、高アルカリを探すときでも、結局、残ったまま終わったからいまだに出ると、そういうことがあっては困るということ今言うてるわけ。今まで全部中途半端なんや。

住民：全くそのとおりで、だから本当なら全体掘削して、危ないものを全部出してもらおうというA2案が一番いいんだよ。でも、そういうわけにもいかないというのが、今の法律と予算の状況の中で、県案はまあやむを得んという気も私はするんだよね。その中で、その案がベストではないから、前も言ったようにベターな案ですから、そのベターな案が持っているリスクというものをちゃんと開示させといて、そのリスクが顕在化したときには、しっかり対応するという約束をとらないと先に進まんでしょう。気持ちは非常に、おっしゃることはわかるんだけど、今言ってもしょうがないから。

住民：検討するというのは、これは非常に怪しい。

住民：だからそれはね、だから検討はやめてもらいたいね。だからちゃんとこのところを対策をとるといふふうを書いてもらわないとね、

住民：検討は誰でもできんのやわ

住民：私もそう思いますけどね。

住民：モニタリングで見ていくということをよう言われますけど、モニタリングは水質を見ていくわけですね。どういう項目で見ていくわけですか。環境基準を超える有害物が出てきてないから、これで終わりだという話なのか、い

や、上流の水と比べてpHや電気伝導やそのほかいろいろなものを比べて、異常があったらということなのか。

室長：これは横長の（2／1）の2枚目の1枚目の表のところですけど、これはこの間、効果確認で出させてもらいましたけども、この間の委員会でも委員の先生方におっしゃっていただいたような、移動速度が速い陰イオン、電気伝導度等を指標としながら効果はどうなのかということを見ていくということですね。

住民：ということは環境基準だけで判断するもんじゃないということですね。

室長：これのほうは早くわかるということですので、効果としてはこれで効果があるのか、これでぐっと下がっていくかどうかと見るのと、目的ということに関しましては、地下水の環境基準を下回っていくか。これはそれで2段階というか3段階というか、まずは周辺の地下水がそういう指標を下がっていくか。それが下降傾向にあれば、効果があったのかなということですけども、どんどんどんどん下がって周辺地下水が地下水環境基準を下回るようになって、ずっと下回って2年間連続して満足したというようなときが目標達成したかなということで、横長のA3のところに書いてある分です。

住民：工事がうまくいったかどうかというのは、そういう陰イオンとかそういうものを見たら、ある程度、効果というのは早くわかるだろうと。

要するに、今回、県が言われた支障除去の目的を達成したかどうか、要するに終期、最後はもうこれや、これでもう終わりやというのは、そこになってくるわけですか、②になってくるわけですか。ということは、地下水の環境基準を2年連続して満足したときが、ここは終わりだということなんですか。それで私は、ああ、安全確保できたかなと、個人的な問題ですよ。いや、安心というのはどこにいったの、安心はどこで確認するの。

室長：一応この目標としましては、地下水環境基準より下がるということですので、目標は達成したと。これで終わってしまって、もうこれで終わりという話ではございませんので、井戸はずっとございますので、どういう頻度になるかはちょっとわかりませんが、地下水の状況はずっと見ていくということになるかなと思います。

住民：これは地下水だけなんですか、浸透水は関係ないんですか。それはまた汚染されてもいいんだということですか。

室長：当然、浸透水も見ます。浸透水もくみ上げておりますので、その原水なり処理水なりのデータは、定期的はずっと見ていく必要があるかと思います。

住民：ちょっとそのへんが、環境基準をもちろんクリアせなあかんのですが、2年間、その後のことは、ちょっともう一つよくわからないんでね、もうちょっとそのへんを検討していただきたいんです。

我々としては上流の水に近づけてほしい。全く同じにしなさいとは、それは言いづらいんですけど、我々は一応、上流と同じ水にしてほしいというのが希望なんです、近づけてほしい。そういうことを踏まえて安全確保できたら、住民の安心とはこういうことですねということも具体的に挙げてほしい。

室長：ここに地下水環境基準を2年連続して満足したら、これで終わりよという、ちょっと雰囲気を読めるかもわかりませんが、そんなことではございませんで、これはうちのこの対策工としての目標設定は、地下水が環境基準を超えてるということですので、それを下げなあかんという目標ですので、これの達成としてはこういうことやということと、おっしゃられたとおり、浸透水については揚水していきますので、その状況は定期的にずっと見ていく必要があるということでございます。

住民：今のところで、工事完了後5年過ぎてから変動があるからということやけど、それで指標の値が安定するまでのこの間の年数は何年。

県は恐らく、もう有害物がどのぐらいあるかを把握してると思うので年数も出てくると思うんやけど、何年すれば。

室長：この間も委員会で先生方も言われましたように、ちょっとなかなかそれはすぐには出ないのかなということもございましたので、足の速い陰イオンとか電気伝導度を見ながら効果を見ていけと。

住民：だからそこは何年。

住民：効果を見ていって、**は何年ぐらいという。

住民：その年数が出んことには、我々は安心できひんわけ。

住民：専門家に聞いてもわからんと言ってる。

住民：わからんことではどうもならない。わからんということは、有害物の除去率が低いということや。

住民：ずっと経過観察していって、

住民：こんなん50年、100年たって、まだでんねんということでは困る。

管理監：ですから、この点については委員の先生から言われてるように、それぞれの処分場によって何年というのは言い切れるものではないという助言もいただいたので、少なくともというような形で、工事完了後というふうに書かせてもらっておりますけども、ただ、その場合においてずっと工事中、あるいは工事完了後もモニタリングした数値とか、先ほどの足の速いイオンの関係もそうですし、それ以外の地下水のいわゆる環境基準の項目とかいうものをずっとモニタリングしたものは、新しい組織でもって情報公開しながら、その中に学識者の方も入っていただいて、どういう傾向になったのかというのをはっきりそこで確認しながら、対応していくという形で考えているんです。ですから何年とかいうような、そういう約束してくれって、そういうのはちょっと幾らなんでもちょっと無理なんです。

住民：いや、せんどボーリングして、内容がわかったという時点でこの工事計画が出てきたわけやろ。それでさっぱりわからんというのは、そんな年数もわからんということはどうするの。

住民：例えば、ずっと測定して行って50年たちました、50年たっても一緒や。そのときに50年たって初めてこれはいかなんだという、そんな結果ではだめよということ。そんなことないでしょう。

管理監：ですから対策工事をやりますね、工事というのを。工事をやってすぐにはなかなか出にくいというのは、いろんな乱したこともありますので、

住民：それが5年やわな。

管理監：それが落ちついて出て、いわゆる値が、当然、何らかの傾向で我々としたら下がってきて、一定、一番いいのは下がってきて数年間の間に、いわゆる地下水の環境基準をクリアできるというのが一番望ましいのですけども、2年とか3年で環境基準を達成できなくても、あと1年とか2年で、この傾向でいけばできるということを、そういうときに判断をしたいと。その判断をするには、当然、住民の方々にも意見を聞きますし、新しい組織でもって、いろんな方の意見を聞いて決めていきたいというふう考えてるということです。

住民：そしたら今の話の中で3年なり、3年ぐらいしたら推測できるということですね、それなら。今話を、ちょっと揚げ足とるようなふう聞いてもらったら困るんですけど、3年ぐらいしたら、ああ、何年たったら、もうこれはあかんというめどがわかるねという。

管理監：その点についても何年でわかるというような、

住民：違います、違います、そんなことを言ってない。3年か4年たってもよくならなかった。けども、もうちょっと、あと2年か3年様子見たら、結果が出るんじゃないとかいうめどは、3年なり4年たったらわかるんじゃないかなということ言うてるんです。

管理監：我々としても、できるだけ早くわかりたいとは思っているんですけども、その場合に、もう既に地下水層に漏れ出てくっついてある分については、どうしても遅い。だから先ほど●●さんも言われたようなイオン関係でもって、処分場の部分が外へ流れ出てないと、とまったというのがわかるような中で、そういう数値も含めてモニタリングをしますので、それでもってそのすべての数値を、当然、皆さん方にお知らせしますし、ホームページ等で全部公開していきますので、そういう中で判断をしていくべきではないかなというふうに思っているということです。

住民：何遍も同じことを言うて悪いけど、何年ぐらいたったら、ああ、これはリスクだなということが何年ぐらい経過したらわかるか。いつまでたってもわからへん、それはわからへんと言われたら、何年でも続けなあかんですよ、対策が全然出ませんやん。

室長：私らが今ここで何年と言うてもあれなんですけど、この間の委員会の専門の先生方がおっしゃられたのは、もうすぐにパッととまるんじゃなくて、ある程度工事でやると、もうそもそも出てるやつについて、ある程度それよりも上がったりする可能性がある。そういうのが落ちついてくるのに、まあ5年ぐらいかかるんじゃないかということなんですけど、私が思うのには、もう少し早く傾向がわかっただらいいなと、こういうふうに思っているんですけど、専門の委員さんがおっしゃられても、しばらくは不安定で高くなったりするんで、それから効果が出てくるやろうと。委員さんの言葉の端々を見ていきますと、案外早くわかるんじゃないかなということも委員会で言われた委員さんもいらっしゃいましたので、私はそういうところに期待しますが、私らちょっとそういう専門の方がおっしゃられている話からしても、すぐにパッととまるというものではないのかなと思ってます。それが何年かというのは、ちょっとなかなか難しい。

住民：よろしいですか。この処分場の対策に関しては、住民側は基本的には全体掘削、有害物全面撤去ということを要求してたと。それに対して県側は原位置浄化と、つまり有害物をあそこに残したままで浄化するという案をやった。そこでがちが明かなくなって、結局、今回出した案は部分撤去、部分的な原位置浄化という折衷案なんだよね、はっきり言って。もう一步、だから

そこで妥協が可能かどうかということ住民側としてはお願いしているんですよ。

具体的に言うと、撤去された部分は構わないですよ。ただ、残された部分が不安なんです。この案を認めたとしても、このやり方で今後もやっていったほうが得策なのか、あるいは我々が当初から言ってるように残った部分を掘削して、有害物を撤去してくれという案をとったほうが、コスト的にも時間的にも確実なのか。そこの見直し事項を、協定に入れることはできませんか。

例えば、工事終了後5年をもってモニタリングの結果で、この工法を継続するかどうかを住民側と県側は改めて協議するというような文言を入れて、そこでもう1回、それは全体掘削の可能性のほうが合理的ではないかというふうなことを議論することは可能でしょうか。

これは部長さんに聞いたほうがいいのか。北村さん、ちょっとどうですかね。

部長：そうですね。ちょっと5という数字がええのかどうかというのが、ちょっとまだ私も判断しかねるんですけど、

住民：5年でなくても構わないんですけどね、だから10年なら10年でもいいんだけど、我々が死ぬ前に決めておかないといけないと思うんだけど、責任でね。

室長：それがうちとしても5年かどうかわからんですけども、効果を足の速いほうで見ていくと。効果があったなっていうことをある程度判断をしようと、皆さんと同じものを見ながら判断したいと思ってます。もし、それに効果がないということであれば、そら何かやっていく。何かというたらあれですけど、ということになるんですけど、それが全部掘削するのかどうかとかいう話については、今、もしこれやったら、

住民：そら行政はなかなか先のことは約束しづらいんだけど、ただ、豊島の問題でも大津で洗浄を、なぜ香川県はしようとしたかという、住民側と何年までにあそこの処理を終えるという約束があったから、そのためにはじゃあ想定してない形でも、県外での廃棄物処理を考えなければいけないと動いてくれたんだよね。やっぱりああいう前例を見てみると、行政側に約束させておくというのは、なかなか頼もしいなというふうに私も思うんですよ。

だから協定を結ぶに当たって、我々は納得してないんだよね、やっぱり妥協してるんですよ。だからそここのところを、もう一步妥協ができるものならば、どの段階で、このままこのやり方を継続していくのか、改めて処分場の有害物撤去ということを再検討するのかっていう項目を入れていただければ、いいんじゃないかなと思うんですけどね。

管理監：例えば、どことは言いませんけども、ほかに特措法で対策を実施して、せっかく遮水工をつくったけども、全然これがとまらないというところについては再度行うわけですから、今おっしゃるように、うちがやってるこの部分で、その地下水の環境基準の達成という目標が、この工事では要は達成できないというように科学的に出てきた場合は、当然、次のことをしなければならぬとは思っています。

住民：いや、それはそうなんだけどね、特措法なんてもう10年延長で、多分、次の延長はないだろうから、それはもう当てにならないですよ、はっきり言って。だから特措法の限界の中では、多分、今の県案が、いっぱいいっぱいのところでしょう。

でも我々は、法律っていうのは、前回もそうけども、特措法延長はないという話で前は議論してたわけなんで、それがあるといって話になっていて、10年たったらどうなっているかまたわからないですよ、状況が。

だから、我々は今の状況の中で判断してるのはわかるんだけども、やっぱりこの自然環境というのは、次の世代まで残っていくものだから、そして今、決定権があるのは、我々が今生きている世代なんです。自分たちの世代が、子供たちにやっぱり説明つかないような約束はできないんですよ。やっぱり責任ある形での約束を取りつけておきたいので、担保として、これで約束はするけれども、何年か後には、本当にこれでまずかったならばもう1回、それこそ、そのときに全体掘削せえとは言わんけども、全体掘削を含めた工法の見直しについて、住民側と県側は何年に改めて協議するものとするという文言を、協定に入れることはできませんか。

管理監：その何年というのはちょっと難しいんで、別に20年、30年のことを言ってるんじゃないんですけども、それがいつの時点になるかというのは、後の組織の中で、どこかでできるだけ早くめどをつけていきたいと。それでも対策工の効果が立証できない場合は、当然、新たな対策が必要やというふうに思っています。

住民：だから僕らとしては何年に見直すという、先のその約束が欲しいんだよ。将来、見直すと言ってる藤本さんは、多分あと1、2年で職を代わるんだから、それはもう我々はあてになんかしてない、そんなもんは。だから、それをちゃんと部長なり知事のレベルの判断だと思うけどさ、そこを嘉田さんにも話して考えてもらったほうがいいかなという気がしますけどね。

住民：今の話を聞いてると10年たっても測定し続ける、20年たっても、もうこれだめっていうことを判断せずに測定し続ける。私が先ほど50年という数字を出したけど、50年後も測定し続けるというふうに聞こえたんですけど

ど、いつ見直すんですか。その見直す時期をちゃんと明確にしてもらわないと、50年たって、100年たって、200年たって一緒ですやん。

管理監：ちょっとこちらの説明が悪かったかもわかりません。

先ほど言うた2年間のいわゆる地下水環境基準を達成して、2年間は、それがしっかりずっと2年間の間、達成し続けるかどうかというのを確認して、それが達成したときは一応効果があったというふうに考えるのが適当ですということalmaz言っ、ただ、その後でも、どのようなことが起こるかわからないので、室長が言ったように頻度は、いわゆる間隔は1年に1回とかいう形になるかもわかりませんが、前から言わせてもらっているように、もう県有地化がそのときはできてますので、県の土地から、まだ悪いものが流れているというような形になれば、当然、県の責任になりますので、そういうことのないように少なくともその後も2年、安定したからいうて、もう3年目は一切はかりませんとかいうんでなくて、それ以後も必要な時期まではモニタリングをさせていただきますと、こういう意味ですので、まずは。

それ以外に何年という部分について明確に、それを例えば34年の特措法の期限にするのか、その前にするのか、その後の部分にするのかという部分については、はっきりと、我々とするとき一定の何かの根拠があって決めるべき年数やと思うんですけども、その根拠自体が今の段階では持ち合わせてないんで、ちょっと歯切れが悪くて申し訳ないですけど、何年後にという具体的な数値というのは、ちょっと今の段階で入れにくいという部分があるかと思えますけども、その部分については組織をしっかりつくって、こういうような話し合いを工事中も工事後もやっていく中で、当然学識の方の意見も聞きながら、一定判断すべき時期がくるんじゃないかというふうには思っております。

住民：だから工事完了後5年、だから6年目に、これだめということになったらやりかえてもらわないかんね。

住民：あのね、何遍も聞いてるんだけど、ずっとモニタリングをし続けて、これはいかなというめどをつけるのは、何年後ぐらいですかいうて聞いてるんです。それを50年後でも続けるという言い方をさっきされましたよね、そんなんでは納得できないですよ。そらわからへんて言われても、それは困りますよね。そうじゃなくて、その見直しは何ぼ長くてもこのへんでは、この工法を続けてもあかんとか、これでよかったとかいう、そのへんをいつごろしますかって聞いてるんですよ。

住民：法律や何かでも見直し事項って入れるじゃん、何年後にはこれを見直すことにするという。要するに社会情勢が変わるんだし、モニタリングした状況によって変わるんだから、やっぱりそこはしっかりしといたほうがいいかな

と。

というのは、やっぱり幾ら住民の皆さんと話し合いをしますと言っても、やっぱり県の立場と住民の立場では権力の差があるんだよ。私、ここまで住民運動を10年継続してきた、このパワーをまた10年後、20年後、維持する自信がない、はっきり言って。そうすると県の言いなりになって決まってしまうんじゃないかという、やっぱり不安があるよね。だから今やってきた一つの結論を出すに当たっては、やっぱり見直し事項を協定の中に入れていただきたいと思いますね。

住民：ちょっとこれ別ですけど、議事録を読み直すとおもしろいですよ。住民の言うた言葉と県が答えた言葉を比較して読んでいくと、ああ、違うことを言うてるなというのがよくあると思いますよ。だれかの質問に対して違うことを言うてる、何遍聞いても同じ違うことを言うてるというのがね。住民の言うた意図に対する答えを言うてほしい。

住民：今までせんど調査をしてきたんやからね、そのぐらいのことは言えるはずや。

住民：一応これここにも書いてあるように、工事完了後5年間は変動するさかいというふうに書いてますね。だから5年経ってあと2年ほど、1年ぐらいたてば、一応めどつくんじゃないんですか。そのへんで一応、見直しができるんじゃないかなと、そういうふうに思うんですけど。

室長：そう思いますね。

住民：そして、この間も先生方がおっしゃってたように、あれは一般的な管理型のほうでおっしゃってたんやけれども、このRDの問題は、一部の先生ですけども、比較的早いこと評価がわかるんじゃないかなということもおっしゃってましたんでね。でないと、いつまでたっても、これ見直しができひんというようなことでは困りますわね。

管理監：ここにも一応、少なくとも工事完了後5年程度は、地下水の水質等が変動するとなっておりますので、ちょっと書き方ですけども、要は水質が安定するであろう工事完了後5年をめどに、そのモニタリング結果等によって検証すると。その結果、新たな対策が必要であれば、それを検討、実施するというような形で、ちょっと文言はもうちょっと考えさせてもらいますけども、何らかの形で、そのような形を入れさせてもらうということで。

住民：その時期が早いかもわからんわね、早く訪れるかも。

管理監：ですからそういう意味で、地下水の水質等が安定するであろう5年をめぐるといふ形にしておけば、3年で安定すれば、3年で判断すればいいという形になりますし、申し訳ないですけど、6年になってしまうかもわからない。ただ、これですっといくのはやめましょうという形で、もうはっきり5年をめぐるといふ形で、そこらへんで入れさせてもろて、早くなることもありますよというふうに考えられるようには書きます。

大分そういう意味で、協定書の中で要は担保しておきたいという話ですので、多分その部分も今後議論になろうかと思っておりますので、一度今のようなことも含めて、一次対策と違って今度の抜本的な二次対策については、このような協定書でいかがですかという部分については、ちょっと一度考えさせていただいて、できるだけ早い時期に一度皆様方の御意見なりを聞いて、また前回と同じように、必要な修正があればするというような形で示させていただきたいと思っております。

住民：できるだけ早くお願いしたいと思っております。でないと、これだんだん遅れるばかりで、できるだけ早くまた案をお願いします。

住民：ちょっと6年か7年かたって、これはだめだというてやりかえるときに、特措法ってもう1回使えるの？これはだめ？

管理監：私どもが今、環境省のほうから聞いております部分については、あり得ないというふうに聞いております。その点については、もういわゆる10年、10年の20年間でもって、さらにこういう事案については、平成10年以前のものしか対象にしないというのが今の特措法ですので、10年以前のもので20年も経って有効な対策が打てないようなんやったら、20年経ってからでも一緒やろうという形で、これは最後の法律という形にはなっております。

ただ、先ほども言いましたように県有地化いたしますので、その時点でうちの県の、そのときは土地になってるわけですね。県の土地から有害なものがどんどん流れ出てるというようなことは、当然、許されるものではないと思っております。ただ、うまくいけば、産廃特措法の延長までの間に一定わかれば、変更で、最後駆け込みで1、2年対象にしてもらおうとかいう細かいテクニックはありますけども、基本的には、今、衆議院で審議されております産廃特措法については、再度の延長はないというふうに聞いております。

住民：延長はね。ということは、県費でやるということやね、今度は、だめな場合。

住民：それ言わせないほうがいいんだよ。それ言うとかできませんと言われる。

室長：今の内容と、前に出させてもらったやつで一部、御意見いただいたものとか、あるいは監視委員会かと、どういう委員会になるかわかりませんが、そういうのも盛り込んだ、部分的に何回かお話をさせていただきましたけども、今度のときには、そういうのも盛り込んだ全体の協定書案を出させていたいただきたいと思いますので、また御議論をよろしくお願いいたします。

住民：はい、話は変わりますけども、よろしいですか。

最初に戻って、県の考え方というこれなんですけどね、これにその他で結構ですから載せておいてほしいのがあるんですが、まず一つは、下流地下水の汚染、これについては前回もいろいろお話をさせていただきましたけども、質問させてもらいましたが、これに対する県の考え方というの、ちょっときちっと載せてほしいんです。

それともう一つは、書類で●●のほうからも出させてもらってますけど、住民さんの供述とか、証言とかいうのがありますけど、ここ廃棄物をボーリングいろいろしていただいたんですけど、ほとんど成果が上がってないように思うんですけどね。そういう意味で、以前から掘削してやってください、掘削してやってくださいというお願いを、まだしてる状況にもあります。それについての県の考え方、成果が上がってないけど、どうなんですかというその県の考え方も、きちっとここに挙げていただけたらありがたい、大事なことだと思うんです。

それともう一つ、もう県の方は耳にタコができてしまっていると思うんですけども、31万の許可オーバー、これもどういう。それも私も何回でも聞いてますので、何回も耳にタコができてますけども、やっぱり書類、書面として、ここにきちっと残してほしい、県の考え方も残してほしい。その3点、お願いします。

室長：言ってくれはったことは、基本的に書こうと思っておりますが、量の話については、今、その他の10番で書かしてあります。

じゃあ10のところ追加をさせていただきます。

住民：そこに入ってしまうとごちゃごちゃになってしまうので、明確に県の考え方を書いてほしい。

管理監：今おっしゃられたことについては、ここに追記させていただきます。

住民：話はだいぶ違うんですけども、国1バイパスの説明が●●の方であったんですけども、その中で一番問題になっているのは、やっぱり上の方にRDがあるということで、今、浸透水とか地下水のことが問題になってますけども、雨水ですね、表面に雨が降ってそれがずっと流れてきて、その問題なんですけど、今出ているのは、案としては、調整池をつくって行って、その水を三ツ

池の方に流させてほしいという案が出ているんです。その水が安全いうんですか、もちろんそこで調査をして、その水は安全な水ということでやっていくということを国交省のほうが言っているんですけども、RDから出てくる水ですね、それ役員会でも話していて、そこまで十分に論議できなかったんですけども、どうですかね、絶対安全と言い切れますか。

室長：キャッピングして、そこに勾配をつけて流れ落とさせて、側溝を通じて、今ちょっとうちの方も調整池が要るか要らないかちょっと調査中ですけども、それは雨水ですので、全然、廃棄物に触れた水じゃないので、全くその揚水、下の貯留層の水と浸透水とは全く分離して、処理といいますか、考えておりますので、全く雨の水が流れるというふうなことを、今よりもしっかりと分離させてやっていくつもりをしていますので、それはもう全然、雨がどうかということがあるかもわかりませんが、雨の水は雨として処理とか流して、ためていくということで考えていますので。そのへんは廃棄物に触れることのない水ということですよ。

住民：それやったらいいんですけど、今ですね、前、経堂池の水を使っておられた田んぼは使わなくて、三ツ池の水をやっているんです。今度もしもその水が汚染されたら、ちょっと田んぼの数はあれですが、何十反あるんですけど、その水は野洲川の方から引けませんので、もうその田んぼが全然使えないことになるんですよ、それでそこらのところをきちっと。

もちろん、国の方にも調整池の水を検査してもらったり、確実に安全な水ということで流してもらおうという約束はとっているんですけど、もしもそれが変なものが流れてきたりしたらもう大変なことです。RDの田んぼについても1反については、ちょっと三ツ池の水が使えないので、国際情報の調整池からあれだけやってもらって大変迷惑を被っているんですわ、実際のところ。僕も取り組んだのが、初めの方は取り組んでいませんので、そこらの状況がどういうようになっていったかというのは、ちょっとわからないんですけども、その二の舞になったら困りますので、そこらをきちっと。

室長：それはもう雨水は、明確にもう廃棄物に触れずに側溝を伝ってということに、廃棄物に触れない水として全く別のルートでということを考えていますので、しっかりさせてもらいます。

住民：その経堂池なんですけど、いわゆる有害物質、環境基準を超える、そういうものは確認されていませんよね。だけどpHとか電気伝導度とかいうのは、どちらかという和高いです。

以前、あそこを冬場、水を抜いたときに調べたんですけど、底からにじみ出ているところがある。電気伝導度が600ほどありました。あのへんはどちらかという、沢に入ってくる水というのは電気伝導度からいけば90とか1

00なんです。雨水いうたら50ぐらい、それからいくと本来ならあその池というのは、電気伝導度からいきゃ100ぐらいでおさまらないかんですけど、私が以前に測ったときは500ある、5倍増えている、今で300ぐらいですかね。だからそういう有害物質、環境基準はクリアしているかもしれんけども、そういうものは、電気伝導度は3倍ほど高いですよという状況にあります。

それと今、水処理装置がありますね、擁壁がありますね。あの周り、下のほうからにじみ出ている水は、高い電気伝導度を示しています。にじみ出ているですよという状況にはあるんです。今回は、そのへんは掘削してやるということなんで、そのへんもしっかり。

室長：そのへんしっかりやりますし、今おっしゃられた雨水はしっかりと廃棄物に触れずに。

住民：雨水はそういうことができるけど、そのへんもしっかりしないと、

室長：そのへんは今のもうこの二次対策の真髄でございまして、しっかりと側面遮水します。

住民：現状は、にじみ出ていますから。

住民：それに対しては水質検査なんですけど、雨水の表流水、●●さんが使う水の分は水質検査はするわけですか。

室長：これはもう雨水を、

管理監：他のあれもありますので、また●●さんとそこらへんについて、例えば年に1回は、そこらへんがどうもないというのを対策工事が終わってから確認するとかいうことについては、ちゃんと話をさせていただいて確認をとらせていただきたいと思います。

住民：そこは安全と安心の境目やと思うから、そこはちゃんとせなあかん。

鉛直遮水の内容について全然書いてないんやけど、どういふのをするわけ。例えば芯材があるとかないとか、一切ないとか、

参事：そのへんはまだわかりません、今のところ。

住民：わかりませんということ、どういう意味でわかりませんということ、H鋼が入っているのはものすごく多いわね。

参事：色々あると思いますけども、それは今おっしゃっているのは掘ってしまつて、土留というやつでやったりする場合は、芯材を入れたりして剛性を高めるといふのがあるかと思ひますけども、今回の場合は地中で水を止めるのが目的ですので、芯材入れるかどうかといふのは、ちょっとどうかと思ひますけども。

住民：前のこれを見ると、ほとんど入っているよ、芯材が。

参事：そのときの目的ですとか、あるいは現地の状況等によつて、必要に応じて入れたり入れなかつたりといふことかと思ひますけども。

住民：そういうことは、今から考へていくといふことや。

参事：そうです。これからまたあのへんも、もうちょっと地質を調べさせていただきますので、その上で決めていきたいと考へています。

住民：これ平成5年から20年3月までの実績が全部載つてあるんや。これを見ると、ほとんど入っている。単なる土留とかいふのは、色々内容があるけどね、

参事：かなり今言ふた土留のやつの実績が多いかと思ひますので、芯材が入っているやつが多いのかなど。

住民：いやいや、産廃やら色々あるよ。

参事：もちろん、色々ありますけど。

住民：**とかいっぱいあるけど、ほとんど入っている。だからそういうこともはっきりせんことには、ただ遮水壁しますよだけでは。もっと内容の詳細を出してもらはんことには。

管理監：前にも言ひましたように、遮水壁についてはあそこの地質調査をしてから、その地質によつて、ここやたらこれでいけるという部分については、まず調査に取りかかりますので、それでもつて話をさせていただきたいという形で言っているんで、今そのための詳細な調査もなしに、今全ての詳細を説明せよと言われても、ちょっとそこはできないといふことについては御理解願ひたいと思ひますけど。

例えば沈砂池のところの穴が開いているかどうかについては、さらに追加のボーリングをして、どれぐらゐの状況になっているか、もっと詳しく調べないといへないという点もありますので、そういう点は基本的に今の二次対策工を行うに当たつて、さらに詳しい調査をせんと具体的な実施設計のときと

か工法の選択に、まだ決められないという部分がありますので、基本的なやり方はこうですけど具体的な工法、これについてはそういう結果が出て、我々が提示できるときに速やかに提示させてもらいますので、そのときに、また御意見なり御質問をしていただければというふうに思っております。

住民：そうすると、今のところは大ざっぱな計画ということやね。

管理監：いえ、大ざっぱというか、基本的なまず考え方を示すという形で、二次対策工については、ずっと説明をさせていただいていると。それによって、ベターというような形ででも、一定これで、時間のない中でやっていったらどうやという話も聞いておりますので、この中で基本設計、あるいは次の詳細設計という形に取りかかっていって、そのときそのときに、また、こういう工法ですよとか、こういう調査結果やったんでこういうようなやり方ですよ、という具体の部分について、そのときに説明をさせていただきますという形で、ちょっとお願いしているんですけど。

住民：先に、そしたら同意できひんっていうことか、せなあかんのか、どっち。

管理監：基本的に、こういう方法でということについては、一定、御理解を得たいと。でないと、そのために先に我々が詳細な、お金をかけて調査をしたけれども、ここで御了解を得られなかったら、その調査はすべて無駄になってしまうという形になりますので、それはちょっと我々、予算を執行する側としては大変あの、そんなあてもないような調査を何でしたんやという話になりますので、その点はちょっと御理解を願いたいと思うんです。一つずつ積み重ねていって、御説明をさせていただきたいというふうに言っているんです。

住民：前々当てのない調査をいっぱいしたしな、ちゃんとしてもらわんと。

住民：9番の底面の遮水のことですけども、今回のこの地下水が漏れているよと言うてる場所と、以前の図とでは違いますよね。特に市道側ですね、市道側のこれは全然違いますね、ここは。それは今回の調査でされたキー8とかキー7で判断されたように思いますけども、そもそもこれがなぜこうなったんかがようわからんところがあるんですけども、今回のこれもそういう意味では確かなのかということなんやけど。もしも掘っている最中に、まだ奥にも続いているよというときは、当然、続いてずっとやられるわけですね。当然、途中でやめるということはないですね。この図やから、この場所しかしません、じゃないですよ。

室長：それはそういうことです。ここに書いておりますように橙色の濃い、ちょ

っと見ているもんが違うかもわかりませんが、先ほど見てもらいました5月21日の1-3のところを見ていただきますと、懸念される範囲って、こう書いていますけども、ボーリングでかなり前の形から、こういうふうに抜けているところを想定した濃い色のところが縮まってきていますけども、まだなおちょっと薄い色のところ、1点破線で書いて囲ってある部分は懸念される範囲ということで、もう確実にこのへんの濃いところは抜けてあるけども、こういう部分でまだ抜けてある可能性、粘土層がない可能性があるということをご皆さんに明らかにしながら、ここを掘って行って目で見て、抜けてあるところは遮水するというございますので、上からここやと思って注入するとかいうんじゃない、ここをすっかり掘って砂層が出てあるところは、きちっと遮水をするということです。

住民：8測線に結局あらわしているこれやと思うんですけども、ところが、これでもこんなならかに書いているけどね、実際はあの処分場の底っていうのは、こんなならかににはなっていないんで、実際は極端に直下まで深掘りされている可能性もあるわけですよ。だから、やはり僕らにも地山の確認をさせていただくということは確約してもらえますか。当然、他のところでも一緒ですけど、ここだけじゃない、ここに限ったことじゃないですけども、地山の確認のときはきちっと。

室長：現場の公開というやつも、常に見ていただくということは安全上問題がありますので一定ルールを、これは具体的にまた考えさせていただきますけども、要は確かに、これボーリングの場所によってこうなっていますけど、そうじゃなくて、もっとえぐれてあるかもわかりませんが、形はわからないですけども、前の調査で大きな範囲であったのが、もう長細いような形ということは大体わかってきたし、その長さももっと長いかわからんということを含みながら、それを想定して掘削していくと、目で見たところを遮水していくということですので、しっかりやっていきたいと思います。

住民：それはお願いします。あまりにもちょっと疑問が残って、ここだってボーリング前のところで、ようこんな図か描けたなと思うんで、よくわかりませんね、これは。信頼性の問題ですけど、ありますね。わかります、こっちが言うてるの。何でこんな図が描けるのかなと思って、不思議ですね。

室長：特に8あたりのところは、10メートルメッシュでボーリングを気張ってやっていますので、そのへん、非常に明確になったところです。

住民：とりあえずきちっと、底面の修復のときは、ちゃんと住民にも見せるということはわかりました。

室長：先ほどから色々とお話が出ていまして、何で詳しくもっとうてくれへん
のやという話もありましたが、うちの方も今、基本計画の段階でございます。
次には基本設計というやつをやっていく必要がございます、これである程
度、今おっしゃられたような質問に対する答えが、そこそこできるようなも
のをこれから発注していく必要がございます。

これにつきましては、皆さんにどうやということはないんですけども、滋賀
県としてこれを発注して、秋には実施計画をつくっていくために必要となっ
てくるものでございますので、これについては、もう発注をしていきたいな
というふうに考えております。その内容をつくっていきますと、皆さんが今
おっしゃってくださったような疑問点に、一つずつお答えしていけることにな
るかなと思いますので、今、基本計画を立てた段階でございますけど、基
本設計の発注をさせていただきたいということで思っております、これを
皆さんにオーケーということを行うていただくというのは、ちょっとあれか
もわかりませんが、滋賀県の責任として、これを発注していきたいなと考
えております。これについては、できれば早いうちに発注をさせていただく
ということで、御報告をさせていただきます。

住民：もう一つ、県の考え方の方の16番ですけれども、鉛のことについては除
去しないということですけど、基準を超えているところも除去しない。そし
てまた前から言っていますけどもPCB、あれでも除去の対象のもうちょっ
と低いだけの話です。そういう高い濃度であるわけですね。そういうところ
も除去しない、そうでしょう。これはやっぱり僕らはものすごい、このまま
でいいとはとても言えないですよ、これ。

管理監：この点については前の部長も言ったように、一定の基準でもってでない
と、要は産廃特措法の部分で1を超えているから出すというのは、一定環境
基準という基準があるんですけども、0.9も近いから、0.8も近いやな
いかと。こういいますと、どこもいわゆる国に対して説明する基準とい
うのができなくなるわけですね。ですから、ここはやはり行政としてのそう
いう仕組みも御理解いただいて、この形でやらせていただくということでお
願いしたいと思います。

住民：地下水や浸透水に基準を超えて出ていたわけですよ。じゃあ、あれは何だ
ったんだということになるんですよ。だからこれで調査やって、できるだけ
有害物を取り除くということをしたわけでしょう。それなのに今になったら
除去しないよと。だから最初に言っていたこととね、一番最初の有害物調査
のときの言っていることと今は全く違うわけです。

室長：いやいや、これはもうずっと首尾一貫して言わせてもろてますのと、

住民：いやいや、あのころは違いましたよ。基準を超えたら出る。

室長：P C Bに関しましては、いわゆる貝類がいるような地底の話のデータです。

住民：除去の対象の10というミリグラム、そこが9. 何ぼやったでしょう、ほとんどもう排出基準のすぐ近くですよ、すぐ近くというか、ほとんど大して変わらないことですよ。

室長：沼の底の、

住民：それはまた別の環境基準でしょう。除去の方を言うているんですよ、だからそのへんやっぱりちゃんと。

課長（滋賀県）：これは私どもが何度も前から申し上げているとおり、いわゆる10という暫定基準は過去の基準でございまして、底質基準の。今は御存じのとおりダイオキシン類の基準の中で、コプラナP C Bという形でカウントされていますので、そのダイオキシンの基準をクリアしているという状況ですので、

住民：じゃあ前の10ミリというのは、あれはもうないと、もうなくなったんですか。

課長：いやいや、それはありますよ、暫定基準で、それはクリアしているんです。しかもダイオキシンの、

住民：だけどクリアしているって言ったって、9. 何ぼですので、ちょっと少ないだけで、ちょっと横やったら、もっとはるかに高いかもしれない、そんな状況なんですよ。

課長：今は昭和47年当時から知見がものすごく加わってきて、何が問題なのかというのがわかってきたのは、

住民：いや、そんな話してない。P C Bについて話している、コプラナP C Bについて話しているんじゃない。

課長：コプラナP C Bなんです。問題があるのは、コプラナP C Bは毒性がある。だからコプラナP C Bを

住民：P C Bは**わけですか。P C Bはひっくり返してもいいの、違うでしょう。

課長：いえいえ、コプラナP C Bのその基準値ができたわけです。

住民：よくないでしょう、そんなもん。

課長：コプラナP C Bの基準値ができたんです、もっと厳しい数字が、1ナノグラムという数字ができたわけです、今はp p bの話じゃないんですよ、1ナノグラムなんです。それで基準値をクリアしているわけですから、それは問題ないと我々は判断するということです。

住民：じゃあP C Bはどうもないの。

課長：P C Bについては、環境基準値を満足しているということです。

住民：満足しているじゃない。9. 何ぼやから。

課長：その9. 何ぼ、それは暫定基準の話ですね。我々は環境基準を申し上げている。

住民：あれは除去ですよ、除去と書いていますよ。10以上はのけなさいという除去ですよ。

課長：ですから、それは底質の環境基準でございますし、しかもそれはクリアしていると。10以下なんですよ。しかも有毒性が問題となっているコプラナP C Bについては、環境基準を満足しているわけですから、そこで何かどけるといふ話にならないです。

住民：それで安心しろと言うんですか、できませんよ、そんなもん。

課長：ですから環境基準を満足しているということが、もう全てです。

住民：そんな無理ですよ。モルモットにするつもりですか。

住民：そんな話になってくると、言いたくないことをまた言わないかんのやけど、何ぼかでもあったらあかんのや、あそこは。4品目の安定処分場やから4品目しかだめなんや。それでちょっと基準以下だからいいという、そんな話は通らんで。誰の責任でこういうことになったんや、ほんで。

住民：そらちょっとでもそういうとこをどけて、そしてしましよ、それならまだ私ら安心できますよ、ちょっとでもですわ。不納得やけど、納得せざるを

得んですわ。ちょっと今の状態で納得せえて言われて、何で納得できる。あるのはわかっているんじゃないですか、場所もわかっているんじゃないですか。だから最初言っていたことと、違うと言うているんです。

管理監：前から言わせてもらっておりますように、県としては代執行でもって、産廃特措法でもってやるという基本的な考え方のもとで、できるだけことはやらせてもらっていると。それはできませんという形で、今までからもう御返事させてもらっているということです。その中で県としてできる限りの案を出させてもらっているということで、また期限も迫っている中で、何とかこれでもってまずは動かしていきたいと。

住民：期限というのは、今まで延ばしてきたのは県じゃないですか。もともと昔から、僕らは特措法でやったらどうですかというのは、ずっと昔から言うてるわけですよ。それをずっとやらなかったんです。

管理監：ですから、いろいろと紆余曲折ありましたけども、今の段階となってみたら、そういう形で何とかやろうという部分を理解していただきたいと。多くの方も当然この問題については、できるだけ早い解決を願っていると。

もしそれで解決できなかつたら、次の対策がまた必要になってくるという部分も含めてお話をさせてもらっているわけですので、まずは、こういうような形で取りかかって、一次対策に続いて、引き続き二次対策工事もできるといことが、我々としては行政として果たすべき役割というふうに思っておりますので、これでもって対応をさせていただきたいという形で、今までから何遍も御説明をさせてもらっているということでございますので。

住民：説明はいただいているんですけども、私らは特措法でできるところはやってもろたらいいし、できんところは何とかしてくださいねというふうには、それはずっと私らも言うてることですね。それも御存じやと思うんで、一応、御理解いただきたいと思います。

管理監：ですから、それについては、以前から、こういう形が県の基本的な方針ですという形で、議会でも全て約束をさせてもらっていると言っているんです。

住民：この前もその話があって、これを言うと、もうどっちもどっちやからもう解決せえへんのでね、それは言いたくないんやけど、そういうふういきつちりと言わはるんやったら、私らもきつちりと言うとかないかんなど。

それと、この前も私、申し上げたんですけど、私らが出した要望書とか、あんなん一応みんな読んでくれはって、そのままポイと横に置いてもらうのかしらんけど、あんなんみんなホームページにも挙げてほしいなど。住民

がこんなことを言うてるねんと、でも、まあしょうがないわと。今の財政とか、そういうのでしょうがないわとということで、進めないかなとということで私らも、はっきり言って妥協しているんですけどね、だから私らが言ったことは、ちゃんと県として理解していただいているということ、ちゃんとどこかに置いてほしいなと思うんですけどね。

室長：ちょっと御確認させていただきますと、要望書というのは。

住民：例えば、自治会連絡会として出した要望書なんかもあるんですよ。それと基本要件もあるし、その前の撤去してくださいというたものもあるし。

室長：確かに前から文書のやりとりがあったりして、百何十項目とかいう話のやりとりがあったんですけど、それを踏まえて今のやり方で進めてきたというところで、今のやり方の中で、色々おっしゃっていただいた許可容量を超えたものという話もお聞きしたり、いろんな話をお聞きした分については、今ちょっと十分盛り込めていませんけど、それは入れさせていただくということですけど、前のやつが、そのまま残ってあるという話でもないかなと思いますし、ある程度、言っていただいたやつは、今の対策工で実現したのもたくさんあるかなと思いますので。

住民：ありますよ、文書。出せ言うんやったら、もう一遍みんなで出しましょうか。

住民：それいつごろ。

住民：いつの何ていう。

住民：要望書のね、

住民：いえいえ、それは具体的に言うたらいつの。

住民：5月とかね、

住民：いやいや

住民：今年の。

住民：いやいや、もっと前。

住民：だから、それ何年ごろの5月という。

住民：3年かな

住民：6自治会、ま、7自治会が自治会連絡会として、みんなで持ち寄って要望書をやったし、基本要件もやったし、この前の半年前には知事にも要望書を出していますし。

住民：2009年11月24日に出しています。

室長：その基本要件というのは存じています。その前に、色々やりとりがあったという百何十項目というやつも、色々やりとりをしていた段階は存じていますし、それを踏まえて今のやり方を。

住民：それは半年ほど前ですね。その百項目とかいうてたんは、来はる半年ぐらい前ですね。これの後、いつやったかな。

住民：県が住民さん、対策工を出してくださいという提案があって、色々まとめて、これも対策工は出せませんが、対策でこういう要求をさせてもらうから、県で対策を考えてくださいということで出したんです。出した途端に、今度は調査をやりますということで、できるだけ、

室長：ずっといろんな経緯を引きずっておりますけども、今のやり方の調査をして、こういう方向に進んでいこうというところに合意いただいてやってきた中で、また、その中でいろいろ御意見をいただいたものについては、ちょっと漏れておりますけど、書き込ませていただくと。

住民：なぜ合意したかという県は探しに行く、できるだけ有害物を出すからという前提で納得しなさいと。わかりました、そこまで言うんだったらお願いしますということなんですけど、みんなはねられていますよ。

室長：そういう中で有害物調査のやり方とか、いろいろお話をさせていただきまして、そこでまたいろいろお話があった分については、ここにも書かせていただくということになるかなと思うんですけど、随分昔のやつをそのまま、1項目から十何項目まで全部書くという話にはならないかなというふうに思います。

大体今まで言うていただいたことについては、ここにもしかしたら、漏れがあるかもわかりませんが、皆さんからお聞きしている話をここへ書かせていただきますので、今、先ほど●●さんからもいろいろ言うていただいた項目については、書かせていただくということをさせていただきます。

住民：その流れで今言うてますからね。

住民：私が言うたんは、県はホームページにいっぱい今までの経過をずっと書いて、一生懸命やってますよいうことで書いてもろてるんですけども、その中に住民が出したやつが全然入ってないし、県は県でそれでやってはるから、それはいいんです。だから住民はこうして思うてたいうことも入れてほしいなと思って。少なくとも知事あての文書とか、それと県あてに出した私らとこの文書ぐらいは、こういうようなものを出しましたというぐらいは、入れてもろたほうがええかなと思ったんですよ。

住民：結局、このRD問題の委員会が幾つかありますよね、私らを入れたら三つ、議会の委員会もある。その中に今度、県が示した資料が、前回もそうでしたけど、こういう資料で説明をしていくわけなんですけど、我々が言うてる内容が出てこないわけです、その説明の中に。県が示した生活環境上の支障の除去、県がもう決めてある。我々から言うたら、もう限定された内容で出されて、それやったらこういう対策をしますよと、二次対策をしますよと。我々に言わせたら限定されたくない。我々は、そうじゃないでしょう、こういうことも言うてますよと、それが全然委員会に出てこない、話の中に。困ったなということで、こういう話をまとめてくださいということで、これをちょこちょこまとめていただいているわけですね。それは一つの問題があります、限定してます。

住民：だから前回もわし、それ同じことを言うてるわな。

住民：載せるだけやから簡単なことですよ。できたら、そういう住民が今言われるように意見を、

住民：●●さんと●●さんの言うてることはもう一つ理解できないので、質問していいかな。

一つは昔の一次対策というか、改めて処分場の再調査が始まりましたよね。その再調査が始まる前の、いわゆる1年間ぐらい膠着してた時期にいろんなやりとりがあって、私はそのときにはあんまり加わってないので、そのときの状況をよく知らないんだけど、そのときの要望書を県のホームページのほうに載せろということなのかな。

住民：そういうことです。

住民：そうですね、その意図は何。何で、

住民：意図は、私らがこういうふうに思って県に要望しましたということのを、

住民：歴史的な形で保存してほしいということ。

住民：それは大事なことだと思います。

住民：歴史的な形で保存してほしいので、それはこの時期にこういう要望があったということを、県のホームページか何かに載せてほしいと、そういうこと。

住民：そうです。

住民：そういうこと。

住民：まとめたものは各自治会が何度も持ち帰って、各自治会の中で委員会で話し合っただけで、私、それちょっとまとめ役をしてたんでそこを覚えていますが、●●さんのほうにも行って、●●の意見も出て、あのときは、あそこは県の所有にきなさいという意見があって、書き直したとかやりとりはしてるんですよ。

住民：だから、それは歴史資料として恐らく情報公開すれば出てくる話だし、私の手元で探せば出てくるかもしれないんだけど、それを今の段階で県庁のホームページに載せるとかいう意図が、もう一つよくわからない。

住民：情報公開って、●●さんとかはようやってはるからええけど、私らそんなんようせんし、

住民：それをホームページに載せることで、どういうメリットがあるということ。

住民：いや、私らの考えを知っていただきたいということです。県は県でこうしてやってた、今までこういうことで、こういうことをやって。

住民：今から3年前の意見を、だれに知ってもらいたいのか。

住民：みんなに。

住民：みんなっていうのは。

住民：県のホームページを見てる人。

住民：県のホームページを見てる人に見せたいので、

住民：だから県のホームページを見る人は、住民はこうして思ったということ、

住民：でも、それ資料だけ見せられてもわかんないのと違う、本当を言うと。それはやっぱり、ちゃんと歴史的な形で総括をした形で記録に残すと、住民運動の活動記録に残すというんだったら話はわかる。

住民：そんな難しいことやないと思う。総括がどうか、

住民：結局、廃棄物部会とか、県議会とか、農政部会かいな、

住民：だから●●さんがおっしゃるのも一理あるけど、その次に聞こうと思うんだけど、県の附属のさまざまな委員会に住民側の意見が出ていないと。そのことに関して住民側の意見を載せろっていうのは、それはまた別の問題で、それは今後開かれる委員会に対する資料をこちらのほうでも準備するので、これは資料として挙げてほしいというんならわかるんだ。

ただ、3年前の住民の要望をこれから開かれる委員会に出しても、何ですか、これって、多分、委員の方がおっしゃるやんか。それとこれとはたぶん別の問題だと思うから、●●さんがおっしゃるように、今後開かれる例えば環境部会だとか廃棄物部会があるのかな、そういうふうに住民側の意見の資料を出すということで約束してほしいというんならわかる。

住民：廃棄物部会でも、これしか出えへんのよ。それで鉛の5,000立米をそのままにしてるとか、一切そういうことは出えへんのや。

住民：わかった、わかった。じゃあそのことに関しては、住民側の意見を載せるようにということで、これまでも県がつくってくれた、きょうの話し合いの資料とかを出せということやね。

住民：そやけど、これでも5,000立米の件とか出てへんがな、なぜあそこへ置いとくんかとか。

住民：それ以外の書類は、じゃあ●●さんとかがつくるということ。

住民：浸透水上の3倍以内の有害物は一切取りませんとか、そういう我々にとってみたらリスク面を、そういう部会で一切言わへんわね、資料もないし。

住民：それだったら、こちらから言うものを例えば逆に●●さんのほうがつくって、我々の考えと県の考えみたいなものの資料をつくって、これを各委員さんに配ってくださいっていう、そういうこと、そうすればわかりやすいわね。

住民：けど、県の資料に載せてほしいわけよ、別に出すんと違うて県の資料として出してほしいと。

住民：県のほうで住民側の意見を聞いて、これを委員さんのほうに出してほしいと。

住民：委員はこれしか見いひんから、鉛の5，000立米があのままとかいうのは一切出てへんわけ。

住民：でも県は、じゃあ委員さんに出す資料に対しては、●●さんなりに、これでいいですかっていうふうにやりとりしないといかんわね、当然ながら。

住民：できたやつを、できた資料を。

住民：これを出していいですかって、そういう形で諮問委員会に出す資料のやりとりをさせてくれというのが●●さんの要求。

住民：資料を出してほしいと、全部出してくれということや、早い話。そやから今、県に都合のええことしか、これ載ってへんわけ。

住民：いやいや、だからもう少しわかりやすく言って。

もう1回話をすると、3年前の資料を出すというのは、それは歴史的な意味があるから、それを県としてはちゃんとストックして整理してほしいという意見、それはそれでわかるし、それから●●さんの話は、今後、開かれる諮問委員会の資料に対して、住民側の意見がまだ十分に開示されていないので、その住民側の意見をまとめた資料をやりとりした上で、提出してほしいという要件で、これは二つ別の案件だよな、それぞれね。

住民：基本的には一緒やわな。

住民：開示してたらね、例えばホームページに県が開示してるということは、それを自由に使っていいということもあるし、そこを見れば、それが載ってるということもあるし、県がそういう会議のところに資料として載せはったときに、いや、これもありますよって言えば、そのホームページを見ることもできる。

住民：基本的に●●はホームページをつくっていて、これまでに●●が出した資料とか、県の資料は全部載せてるはずなんです。

住民：だから、それを県に載せていただけませんかって。

住民：だから例えば県に、一番簡単なのは、うちのホームページにリンクを張ってもらうのが一番簡単なんだけどさ、それとは別に県のほうでつくって載せてくれという。

住民：それはそれでリンク張るんやったらリンク張るでええですよ。リンク張るということは県が認めてるということやから、それはそれでいい、全部できたら。

住民：ここにいる皆さんは知ってるかどうか知りませんが、●●の中で特別委員会のホームページがあるんだよね。その中に周辺自治会のコーナーがあるんですよ。ところが、今、会議が行われてないので、工事中ってとまっています。その中にできた文書は皆さんに、つくった人にくださいくださいと。紙とは違います。私、紙はスキャナーがないからできませんよ、だから文書をくれたら載せますよいうて頼んであるんだけど、来た分に対しては載っています。だから井口さんは見られたことあると思いますけど、署名したのがありましたよね。周辺自治会みんなと、県の知事との署名がありましたよね、あれも載っていますよね。もらった分は、多分載っていると思います。私のもらってない分は、多分載ってないと思います。ひょっとしたら、今言われたのが載っているかもわかりません。皆さん、ホームページ見てください。

住民：だから歴史的には、ストックする形でされているので、我々の特別委員会のホームページよりも、

住民：私が言いたいのは、県がこういうことで、住民の意見をこうして書きましたと言うてるけども、私らにとってはやっぱりこれは不満足な点も多々あるんです。だから、本当はもともと何を思ってたかということを知っていただければありがたいなということで、そういうことについては載せるようにしてください。

住民：でも、この議事録は全部これ公開されているでしょう、ここの話し合いは。

住民：正直言うて、ここの議事録は「**」書いていて、言葉を書いてないところも何ほもありますし、しかもそれ、県の職員さんがおっしゃったことでも「**」と書いてあるので。

住民：個人情報が多分、抜いてると思うけれども、

住民：いや、そうやなくて言葉が何かわからなかって、そのまま飛ばしてましたよ。

管理監：それはちょっとテープから起こして、不明やった部分だけは変に推測で書いたらいかんので正直に。

住民：住民のほうはまあまあそういう面もあるし、住民に直接聞くか何かせな、そういうことは、

住民：以前は未定稿というて、今の書きかけの分をみんなに回してね、ここを

住民：もらってるんですよ。今ももらってるけども、

住民：いや、もらってないでしょう、私、もらってない、見たことないですよ。

住民：だから、私らがちゃんと言うてないのが悪い。

住民：今回のね、

住民：いや、そんなん見て言え**いんですね。

住民：いや、未定稿でもろたのは、環境省の金でやるときからもろた。

住民：これもらったことない、私は。

住民：ここの話はないですね。

住民：ここの話で未定稿なんて、

住民：ここの話と違いましたっけ。

住民：未定稿の議事録なんて、私、見たことないわ。

室長：いやいや、一応、あまり訂正はありませんけど、いったん全部お配りさせてもろて、何も意見なかったら載せてます。

住民：僕もそれ見てるんやけども、**出すいうてそんな文句言うのも**

室長：誠実にテープ起こししてますので、あまり間違いないかなと思いますし、聞き取れないところもありますし、私らが言うてるところも、これどう言うたんやと聞かれても、ちょっと思い出せないところもあったりするんで、あやふやに何かつくって載せるのも何やから、わからないところは「**」って。

住民：載ってるから、議事録見たらわかりますいう

室長：今の話につきましては、今これ意見に対する県の考え方、ちょっとまだ不十分ですけども、これについてはまた、今言うていただいたことを書き足して、これを審議会とか、そういうところに住民さんからいただいている意見、こういった県の意見ということを出させていただきますので。

住民：それと違うて、私が言ってる5,000立米の鉛を置いとくとか、そういうのも載せる、資料としても渡すから。

住民：議事録には載ってますやん。

住民：いやいや、廃棄物部会の資料には一切載ってへんのよ。部会員が質問をするけども、そういう質問は一切できひんわけ。

室長：そこの鉛のところは5,000を入れさせてもらいますけども、これで不十分なところがあったら、また言うていただいたら入れさせていただきます。

住民：それとわし、浸透水の上の3倍以内の有害物はそのままとしとくとかいうのも載せてもらわんと、部会員も質問ができひん。

室長：それは、そこらへんのところは、もうあんだけの短い時間でやったので、十分な説明はできてませんが、あれは概略を知っていただいて、新しい方にRDの問題はどんなんやというのを、ちょっと概略を知っていただく機会だったんで。

住民：いや、だから次はそういうのを入れてやと言うてるわけや。

室長：説明させてもらいます。

住民：逆に何で載せられへんのかなって思う。

室長：載せられないって、載せていくっていうことを言うてます。

住民：そうやなくて、私らがつくったやつを、このままポンと載せたらだめなんですか。

管理監：ですから、ちょっと3年前なんで、その後、こういう委員会でしゃべっているという部分で、いろいろ調査も一緒に、理解してもらいながらやって

きて、結果も公表してる分ですので、その前の段階の3年前のも含めて、各自治会さんが載せるべきやというのが全員の合意であれば、こういうことがあったという形で載せることは可能ですけども。

住民：あれ各自治会長さんの連名できちっと捺印して、あれ渡してると思うんです。

管理監：ですから言うたように、今の段階でもそれを載せてほしいというのであれば、

住民：それは載せてもらったほうがいい。

管理監：ですから、そういう形で皆さんが御了解されるのであれば載せさせてもらいますので。

住民：一応、公文書ですからね。

管理監：だから、いわゆる過去の何年にこういうのがあったという事実という形で、載せさせてもらいたいわけですね。
公文書ではない、私文書。

住民：その日付、教えてくれる。

住民：2009年11月24日。

住民：11月24日、2009年。それなら見たことある、載ってるわ、うちのホームページに。

住民：これは皆持ってるからね。

住民：いやいや、●●のホームページに載ってます。

住民：●●もこれ持ってるから。

住民：いや、だから●●のホームページに載ってる。

住民：だから載ってるということやな。

住民：井口さんも見たことあるよこれは。あるでしょう、今のそれ、見せてあげて。

参事：いや、見たことありますよ。

住民：あるでしょう。

管理監：とりあえず、載せるということによろしいですね。

住民：すみません、よろしいですか、ちょっともとへ戻りますけど。

これでこの検討委員会以降、住民との協議を2回やって、質疑・応答ですね。今後、どういうように進められるんですか。ちょっとスケジュールの面もあわせて、今後どういうふうに進展させるのか、ちょっと考え方を。いつまでもこんな質疑・応答を何回も何回も繰り返しても、あまり意味がないと思うので。

管理監：一応いろんな形の分の資料としては整理させてもろて、あと追加するのはありますけども、先ほどちょっと私のほうから言わせてもらいましたように、次には協定書の案を皆様にお示しさせていただいて、どの内容で過不足があるのか、あるいはこういう部分も入れるべきじゃないかとかいうような形をとっていきたい。それと並行して、我々としては基本設計という部分を発注しながら、今年度中に大臣との協議をせんならん、実施計画書の作成に向けての作業に入っていきたいと。

さらに、あと一次対策についても、今後8月ぐらいには業者等が決まりますので、またその点については、また別のこういう話し合いの機会を通じて、いろいろな工事についても御説明させていただきたいという形で、申し訳ないですけども、今後もタイトなスケジュールで、また集まっていたいただかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

住民：二次対策のいわゆる協定書の案は、今回は県からたたき台を出していただく、こういうことですか。

管理監：はい。

住民：それは大体いつごろになるんですか。

室長：次は次回です。

住民：次回はいつごろ。

あんまり何月何日ということじゃなくても、大体7月中にあるのか、7月の中旬とか下旬とか。

室長：もうちょっと日程調整をさせてもろてよろしいか。

住民：いずれにしても7月、

室長：7月24日はいかがでしょうか。

住民：7月24、5日ごろ。

室長：7月24日の火曜日ですけども、来々週の火曜日です。

住民：いつですか。

管理監：24日、火曜日ですが、よろしいでしょうか。

室長：すみません、よろしくお願いいたします。そのときに協定書の案を出させていただきます。

住民：それが出てきたら、またいろんな議論が、本当の前向きの議論だと思います。

それとちょっと細かいことですけど、ちょっとお聞きしたいんですけど、今度、二次対策で掘削して粘土層を埋めたりしますね。高アルカリの場所が入ってるんですけど、高アルカリは取るんですか、今どんどん出てるの。あれ塊だけ取ったんですよ、前ね。ところが、あれはもう水によく溶ける。セメントの関係でどんどん溶けて、地下深くものすごいしみ込んで、大量にあれしみ込んでると思いますよ、泥状で穴に流し込んでますからね。そのたまたまかたまたまところだけ取ったというだけで、恐らく氷山の一角を取っただけじゃないかなと。取るんかどうか。

室長：今おっしゃってもろた場所は、水をためる貯留層をつくる場所でございますので、底まで廃棄物がないようにしてしまうというところでございますので、その高アルカリの部分がどこなのかという、ちょっと目安のつけ方あたりは、ちょっと今、私、はっきりは言えませんが、あのあたりは下まで取ってしまって、粘土層を修復して、そこに遮水した上に栗石並べて、その間隙で水ためるということをする場所なんです。

住民：取ったものは全部場外排出。

室長：それはすべてが悪いものかどうかかわからないので、そのへんの見方・・・

住民：いや、アルカリで汚れているもの。

室長：前の続きのアルカリがあったらということもありますし、VOCsがもしかしたらあるかもわからんし、

住民：現実に強アルカリ出てるでしょう、この水からね。

室長：ちょっとそのへんの、どういうふうに見ながら、どうしていくかというやつは、今ちょっとすぐにはお答えさせてもらえませんが、あの一帯については、廃棄物の部分はなくなってしまうということになります。

住民：鉛についてちょっと最終的に、あんまり鉛、鉛って今まで何回も出てるんですけども、私ももう言うの嫌なんですけど、同じ回答しか返ってこないんで嫌なんですけど、ここに土対法等で口や鼻から人体に入ったときを想定して基準を決めてるとかいわれてますね、書かれてますけども、もちろん、ここでも書かれてますように、我々はそんなことを問題にしてるんじゃないで、地下水汚染のいわゆる原因物質になる可能性がないのかということですね、それを問題にしてるわけですよ。こんなことは書いてもらわなくても、関係のないことはいいんです。

要は地下水汚染の原因物質に本当にならないんかどうかと。pH依存性も前にいろんな議論がありましたけれども、結局、あのpH4.4に固定したものは、現実にはあり得ないというような中村さんの御説明ですし、あり得ないというのか、非常に強い酸で、ちょっと今の処分場が、ああいう状況に将来ともなる可能性は考えられないとか何かそういうことで、結局、何のために試験したんか何もわからない。

あのpH4.4というのは、現実には実績があったpHです。だから絶対あれはないということじゃなくて、現実にはRDの処分場であった実績でしょう。それで大量に追加して酸を固定したというようなことなんですけど、現実には、ああいう処分場の中で浸透水とかにどっぷり浸かっている場合は、非常に大量のものがあって、現実にはpHが、ほぼ固定しているというような条件じゃないのかなというふうに思うんですね。そういう意味で、鉛を取る取らないということよりも、どうもその取らないと言ってる理由が、もう一つよくわからない。最終的にちょっと確認を、もう1回説明をしていただけたらありがたいと。

課長：この件に関しましては、●●さんに特別に滴定曲線のグラフをお渡ししたと思います。それでもう一遍、御確認いただきたいと思うんですけども、処分場の中のpHというのは、当然、何らかのものと反応したら変わってしまうような、緩衝能が弱い、バッファキャパシティが小さいpH4.4なんです。今、我々が問題としておりますのは、そういったものと触れ合って、先ほど高アルカリとおっしゃいましたけど、いろんなものと触れ合って4.4

が持続するものだ、それが問題だというふうにするわけですね。

ですから今回調査したというのは、4.4が持続するような強烈な酸性のものを持ってこないことには、溶け出さないよということがわかりました。たまたまあの処分場の中で低いpHが観測されましたけども、それは緩衝能もなく、何らかのものと触れたら中性のほうに振れてしまうというようなものですから、たちまち問題はありませんねということで御説明させていただいた、そういうことです。

住民：浸透水の中でどっぷり浸かっているような場合、これは緩衝性はどうなんですか。緩衝性があるとかないとかというよりも、pHがほとんど固定されてると考えたほうがいいんじゃないですか。少量の試験の何グラムかの試料を、何十ccかで溶かしてどうのこうのと、そういうことじゃなくて、どぼっと浸かっているわけですから。

課長：どぼっと浸かっている浸かってないの問題じゃなくって、pHには比率なんです。ちょっと言い方はまずいと思いますけども、難しい言い方をしますけど対数度といいますか、プロトン、水素イオン濃度の負の対数なんですので、それを言いかえると、要するにそこに溶けてるイオンの比率なんです。

例えば炭酸と水素イオンの比なんですね、それが例えば10と1ある比率で1ですね、100と10であっても10ですよ。つまり100と10あるということは動きにくいんです、その中のものが。今、要するに雨とか、あそこの浸透水というのが10対1の比率しかないんですけども、実際の緩衝能が高いというのは100対10とか1000対100とか、そういうふうなものを緩衝能が高い、緩衝能が強いというふうに言ってる。ちょっと非常に専門的なことで申し訳ないんですけども、ですから私が示したいのは、pHの滴定曲線を示したんです。

住民：緩衝と言われているのは、バッファじゃないんですか。

課長：そうです。バッファですから、何かのものをぽとんと落として、すぐpHが変わるようなもんじゃないねと。

住民：変わらないと。

課長：ということなんです。ですから今のどっぷり浸かっているあのpHが4.4というのは、何かぽとんと落としたらすぐ変わるようなものなんです。

住民：変わらないでしょう。

課長：ですから、それは

住民：そんなに少量なもんじゃないですよ。

課長：いえいえ、そうじゃなくて、少量とかそんなものじゃなくて、溶けてるのが例えば強酸と強アルカリでしたら、一滴ポトッと落とすだけで、ぐっと変わるようなもんなんです。ところが例えば酢のようなものでしたら、これはちょっと1滴ぼとっと落とすとしてもpHは変わらない、それを緩衝能が高いと言ってるんです。

これは大変専門的な話ですので、ちょっとまた別のお時間をいただいて、木村さんに直接説明させていただきますので、皆さん方に何を言うとする、あいつはあほなことを言うとするなどということだけと思うんで、ここで説明させていただきたいのは、あの処分場の中のpHというのは緩衝能が非常に低いと。我々が問題にしてるのは緩衝能が高いものですので、そこはちょっと違いますねということだけ、ちょっと頭の中に置いていただければと思います。

住民：要は、それで鉛については、将来とも汚染源になる可能性はないと、そういうふうにはっきり言われるわけですね。

課長：私どもが今回調査させていただいた、強烈な酸性だと鉛が溶けてくるという結果が出ましたけども、その強烈な酸性になるかということ、そういう条件にはならないであろうというのが我々の結論です。

住民：浸透水とか地下水に、若干ですけど鉛が出てますね。その点との整合性については、どういうふうに考えられますか。

課長：ですから、その部分については、多少なりともSS部分が移動してる部分もあるんで、そこは濁りの部分と一緒に地下水の中に移動している部分が、多少カウントされているんだろうと思います。

そこは先ほど申しましたように、鉛というのは先ほどからずっと話が出ておりますけども、プラスのイオンなんです、水に溶けた状態で。プラスのイオンというのは、土壌の粒子はマイナスですから、びちっとひっついてるんです。それで移動してるわけですけども、それが離れて水なんか溶けてる可能性というのは、先ほど申しましたように、pHが変わらないことには離れてきませんので、溶け出してくるという可能性は非常に低いと考えています。

住民：そういうコロイダルな状態で、これ一番当初からよく議論したんですけど、それを含めてやっぱり考えていかなきゃいけないということになっているんじゃないんですか。だからコロイダルな状態で流れているものは、やはりこれは有害物というやっぱり評価をしなきゃいけないと思うんですけど。

課長：ですから、そこは昨年度から水の調査方法というのは、皆さんと合意の方法で変えてきました。そこで今問題になっているのは浸透水の一部の部分で、多少鉛がカウントされるかなというぐらいのところ、これもSS、コロイド状のものも出てきてるんだと思いますけども、そういったものが現状では、地下水のほうでは流れ出てないというふうに思ってるんです。浸透水のところでカウントされているんですけども、そこが溶け出して地下水に影響を与えるようなことがないような形で、どういうふうに管理していけばいいかと、そういう問題だというふうに考えてます。

司会：予定の時刻も過ぎましたので、このあたりで終わらせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。